

令和 6 年 3 月 井手町

3 月 定 例 会 会 議 録

井 手 町 議 会

令和 6 年 3 月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3 月 6 日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 5
一般質問	1 5
谷田健治議員	1 5
1 JR 山城多賀駅前公衆トイレについて	
2 難聴高齢者への支援について	
3 災害に強いまちづくりについて	
小割直彦議員	2 6
1 井手地区共同墓地に通じる道路整備について	
2 岡田池の管理について	
木村武壽議員	2 9
1 旧庁舎の今後の活用方針について	
鎌田隆宏議員	3 1
1 同報系防災行政無線について	
2 災害時の協定について	
岡田久雄議員	3 5
1 学校施設等における老朽化対策について	
2 5 歳児健診の導入について	
脇本尚憲議員	4 4
1 減災対策に向けた耐震診断・耐震改修の取組	
2 避難所生活を想定した防災訓練の実施	
田中保美議員	4 9

1	図書館運営事業について	
2	住民の健康づくりについて	
木村健太議員	……………	5 4
1	山城多賀駅前商業施設開業に伴う「I D E C A」の今後の運用 について	
議案第 1 4 号	指定管理者選任につき同意を求める件……………	5 6
議案第 1 5 号	指定管理者選任につき同意を求める件……………	5 7
議案第 2 8 号	工事請負契約について同意を求める件……………	5 8
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件……………	6 0
議案第 1 号	井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件……………	6 1
議案第 2 号	井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件……………	6 2
議案第 3 号	井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件…	6 6
議案第 4 号	井手町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴 う関係条例の整備に関する条例制定の件……………	6 7
議案第 1 3 号	城南衛生管理組合規約の変更について……………	7 1
議案第 1 6 号	令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）……………	7 2
議案第 1 7 号	令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正 予算（第 4 回）……………	7 8
議案第 1 8 号	令和 5 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）……………	8 0
議案第 1 9 号	令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 4 回）……………	8 1
散会	……………	8 5
署名議員	……………	8 6

第 2 号（3 月 8 日）

応招・不応招議員	……………	8 7
出席・欠席議員	……………	8 7
出席事務局職員	……………	8 7
出席説明員	……………	8 7
議事日程	……………	8 9
開会	……………	9 0

会議録署名議員の指名	9 0
議案第 5 号 井手町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正 する条例制定の件	9 0
議案第 6 号 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	9 2
議案第 7 号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業 の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例 制定の件	9 6
議案第 8 号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正 する条例制定の件	9 6
議案第 9 号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人 員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定 の件	9 6
議案第 10 号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人 員等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定 の件	9 6
議案第 11 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定 の件	1 1 3
議案第 12 号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例制定の件	1 1 4
議案第 20 号 令和 6 年度井手町一般会計予算	1 1 5
議案第 21 号 令和 6 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 1 5
議案第 22 号 令和 6 年度井手町水道事業会計予算	1 1 5
議案第 23 号 令和 6 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予 算	1 1 5
議案第 24 号 令和 6 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 5
議案第 25 号 令和 6 年度井手町介護保険特別会計予算	1 1 5
議案第 26 号 令和 6 年度井手町下水道事業会計予算	1 1 5
議案第 27 号 令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 1 5
散会	1 3 7
署名議員	1 3 8

第 3 号（3月22日）

応招・不応招議員	1 3 9
出席・欠席議員	1 3 9
出席事務局職員	1 3 9
出席説明員	1 3 9
議事日程	1 4 1
開会	1 4 2
会議録署名議員の指名	1 4 2
議案第 1 号 井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件	1 4 2
議案第 2 0 号 令和 6 年度井手町一般会計予算	1 4 4
議案第 2 1 号 令和 6 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 4 4
議案第 2 2 号 令和 6 年度井手町水道事業会計予算	1 4 4
議案第 2 3 号 令和 6 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予 算	1 4 4
議案第 2 4 号 令和 6 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 4 4
議案第 2 5 号 令和 6 年度井手町介護保険特別会計予算	1 4 4
議案第 2 6 号 令和 6 年度井手町下水道事業会計予算	1 4 4
議案第 2 7 号 令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 4 4
発委第 1 号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の 件	1 5 2
発議第 1 号 緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を 求める意見書	1 5 3
閉会中の継続調査の申出について	1 5 6
閉会	1 5 7
署名議員	1 5 8

第 1 号（令和 6 年 3 月 6 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和 6 年 3 月 井手町議会（定例会）会議録（第 1 号）

招集年月日

令和 6 年 3 月 6 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 6 年 3 月 6 日 午前 10 時 00 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 6 年 3 月 6 日 午後 3 時 26 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5 番	田中	保美	9 番	岡田	久雄
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	梶田	篤志
議 会 書 記	林田	夕加	議 会 書 記	新田	純平

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	島田	智雄
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	西垣	義郎
理事兼総務課長事務取扱		脇本	和弘
理事兼会計管理者事務取扱		木村	恵理
理事兼建設課長事務取扱		柳原	健二
企 画 財 政 課 長		寺井	佳孝
高 齢 福 祉 課 長		坂井	幸一郎
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務		畑中	博之
上 下 水 道 課 長		仁木	崇
同和・人権政策課長		西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		中坊	玲子

教 育 長	中田	邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱	山本	勇人
理事兼住民福祉課長事務取扱	花木	秀章
学 校 教 育 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務	高江	裕之
税 務 課 長	乾	浩朗
保 健 医 療 課 長	中谷	誠
産 業 環 境 課 長	菱本	嘉昭
建 設 課 参 事	辻井	祐介
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	平間	克則
学校給食センター所長	奥山	英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 6 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 1 号〕

令和 6 年 3 月 6 日（水）午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 14 号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第 6 議案第 15 号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第 7 議案第 28 号 工事請負契約について同意を求める件
- 第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 9 議案第 1 号 井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件
- 第 10 議案第 2 号 井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 議案第 3 号 井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 議案第 4 号 井手町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 13 議案第 13 号 城南衛生管理組合規約の変更について
- 第 14 議案第 16 号 令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）
- 第 15 議案第 17 号 令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 回）
- 第 16 議案第 18 号 令和 5 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 17 議案第 19 号 令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

令和6年3月定例会の開会に当たり、令和6年能登半島地震で犠牲になら
れました方々に対し、深く哀悼の意を表します。また、この地震で被災され
た全ての方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早
い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

それでは、ただいまから令和6年3月井手町議会定例会を開会し、直ちに
本日の会議を開きます。

さて、本日、西島町長より3月定例町議会が招集されました。各議案につ
きまして慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますよ
うお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、田中保美
議員、9番、岡田久雄議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ
る場合には、次の議席の番号の方をお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月25日までの20日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月
25日までの20日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件12件、令和5年
度補正予算4件、令和6年度当初予算8件、城南衛生管理組合規約の変更1
件、同意案件2件、工事請負契約の同意案件1件、諮問案件1件、合計29
件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ
を許します。

西島町長。

町長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、令和6年元日に石川県能登半島を中心に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

今回の地震では、石川県能登半島で最大震度7の揺れが観測されました。地震の揺れは、阪神・淡路大震災に匹敵し、建物の倒壊や津波の被害、地盤の隆起も確認され、津波は珠洲市や能登町で4メートル超に達したとされています。

気象庁によりますと、石川県で震度7を観測するのは観測史上初めてだということでもあります。亡くなられた方々は、これまでのところ241人に達し、石川県内では今も約1万1,000人の方々が避難所で過ごされているところであります。

加えて、厳しい冬場ではありますが、医療関係者の方々も現地へ入って、被災者の健康面での支援が行われていると報道されているほか、本町といたしましても、京都府と連携を取りながら、これまでに4名の職員を派遣し、避難所等の運営や住民の方の健康管理、衛生管理などの業務を行ってきているところであり、一刻も早い復興を願い、今後も支援をしてまいりたいと考えております。

次に、令和6年度の国の予算についてであります。国の予算の基本的な規模を示す令和6年度一般会計歳入歳出概算の規模は1兆5,717億円、前年度比1兆8,095億円、1.6%の減となっておりますが、これらの財源を確保するため、令和6年度の国債発行見込額は約3兆4,900億円、令和6年度末公債残高は、令和5年度より約3兆7,000億円増えて、約1兆1,050億円程度となる見込みであります。

このような厳しい状況の下で、令和6年度の地方財政対策につきましては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額につ

いて、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比べ、5,545億円増の62兆7,180億円と、令和5年度地方財政計画を上回る額が確保されるとともに、地方交付税総額についても前年度を0.3兆円上回る18.7兆円を確保することができました。

これは、地方6団体の固い結束と国会議員の力強い支援、そして令和3年6月の骨太の方針に、「令和4年度から令和6年度までの3年間、地方の一般財源総額について令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」、いわゆる「同水準ルール」を明記されたことが大きな要因であると考えております。

次に、令和6年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私は、町長選挙出馬に当たり、汐見町政を継承し、若さと行動力で、西脇京都府政と協調して、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指すことを基本姿勢として、六つの柱から成る基本政策を公約として、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任させていただきました。

皆様にお約束した基本政策の実現に向け、まちの主人公は住民との認識の下、各種団体との対話や、住民の方からご意見を伺いながら、住民と一体となって歩んでまいりたいと考えておりまして、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいります。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなっており、道路・下排水路などの生活基盤の整備・拡充や地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商工業の活性化や観光振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取組を積極的に推進していく必要があります。特に財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、今後も後退させることのないよう努めてまいりたいと考えております。

また、本町の最も大きな課題は、人口の減少をいかにして食い止めるか

あります。そのためには、まちづくりの核となる国道24号城陽井手木津川バイパスの早期実現に取り組むとともに、このバイパスへのアクセス道路の整備と宅地等の開発適地の拡大を行うこと、京都府内でトップレベルである子育て支援策等をさらに拡充し、町内外へのPRを積極的に行うこと、JR奈良線全線複線化による利便性の向上や企業立地による雇用の創出など、若者が住みやすい環境づくりに向けた施策にも積極的に取り組むことが最も重要であると考えておりまして、令和6年度もこれらが着実に前進できるよう、最大限の努力をしていきたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野につきましても行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。なお、歳入の柱であります町税につきましては、コロナ禍の影響もなく、企業の一定の増収を見込んでいる一方で、事業の実施により、財源不足が生じる見込みでありますので、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが前進できるよう編成を行っております。

また、歳出におきましても、既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては極力その抑制を図り、その節減に努めることとしております。その結果、令和6年度一般会計予算の総額は45億2,400万円で、前年度と比較いたしまして1億4,400万円、率にして3.1%の減、また、特別会計予算と合計しますと総額は75億8,907万円で、前年度と比較いたしまして5,395万2,000円、率にして0.7%の増となっております。

今回の予算は、私が町長就任後初となる当初予算であり、公約で掲げた基本姿勢、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指すため、六つの柱ごとの政策を着実に実施するとともに、特に本町の最大の課題である人口減少対策や子育て環境の整備、また、能登半島地震を踏まえた防災対策等に重点を置いた予算編成となっております。

まず、「快適な暮らしと豊かな自然を生かしたまちづくり」を進めるため、人口減少対策に必要な環境整備として、JR奈良線の全線複線化、企業誘致、国道24号城陽井手木津川バイパス及びアクセス道路整備を着実に前進させるための予算を計上しております。

また、「あすを創造する教育や文化・スポーツをはぐくみ、子ども達のがびのがび育つまちづくり」を進めるため、1人でも多くの方に井手町で子どもを産み育てたいと感じていただけるよう、従前から実施している府内トップクラスの子育て支援対策をさらにブラッシュアップし、1か月児への健康診査、町立中学校入学生徒に通学かばんの支給、小・中学校への空調整備等の新たな支援施策の実施や、事業の拡充を図り、より一層妊娠から出産、子育てにおいて切れ目のない支援をするための予算を計上しております。

さらに「自然環境を守り育て、安全でやすらぎのあるまちづくり」を進めるため、能登半島地震を受けて、住民の生命、財産を守るための防災対策にも重点を置き、避難所等としての機能強化を図るための小学校の体育館への空調設備の設置に係る検討設計業務や木造住宅耐震改修事業費補助金の府制度に合わせた拡充、給水タンクの購入、防災広場整備、ハザードマップの改訂等により、防災機能や住民サービスのより一層の充実や利便性の向上を図るための予算を計上しております。

そのほかにも、「活力ある産業振興と観光・交流のまちづくり」を進める交流施設等促進事業や「いきいきと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」としての高齢者移動支援補助、「つながりとふれ合いを大切にし、みんなで取り組むまちづくり」としての井手応援隊活動拠点運営事業に取り組むなど、「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」の実現を目指すための予算計上をしたところであります。

現在、本町は、財政の健全化を判断する実質公債費比率はマイナス0.7%、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は71.8%と、昨年度に引き続き、府内26市町村の中で最もよい数値となっており、良好な財政状況にあります。しかしながら、庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転などの大型事業の実施により、地方債の借入れの償還金が大きく増加してまいりますので、今後の財政運営に当たっては、より一層気を引き締めなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件ほか28件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号から議案第12号までの12件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第 1 号は、公共下水道事業に対し、公営企業会計を導入するための条例の制定であります。

議案第 2 号は、さらなる防災・減災対策等の充実を図るとともに将来のまちづくりを総合的に推進していくための井手町組織条例の一部改正であります。

議案第 3 号は、地方自治法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 4 号は、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための条例の一部改正であります。

議案第 5 号は、京都府の福祉医療助成事業費補助金交付要綱の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 6 号は、介護保険料の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第 7 号から議案第 10 号までの 4 件は、いずれも厚生労働省令等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 11 号は、水道法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 12 号は、政令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 13 号は、城南衛生管理組合の事務所の住所変更に伴う規約の変更についてであります。

議案第 14 号及び議案第 15 号は、いずれも契約期間満了に伴う指定管理者の選任についてでありまして、ご同意願いたく、提出するものであります。

議案第 16 号は、令和 5 年度一般会計の補正でありまして、補正総額は 1, 635 万 9, 000 円の増で、補正後の一般会計予算は 55 億 9, 200 万 3, 000 円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。基金運用益を各基金への積立てに 344 万 1, 000 円、ふるさと応援基金に 210 万 4, 000 円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。住民税均等割のみの課税世帯への給付金の支給を行う住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金に 2, 588 万 1, 000 円、低所得の子育て世帯への給付金の支給を行う低所得の子育て世帯生活支援給付金に 1, 083 万 1, 000 円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金 3, 671 万 2, 000 円、財産収入 348 万 1, 000 円、

寄附金 2 1 0 万 4 , 0 0 0 円、繰入金 2 , 8 4 3 万 8 , 0 0 0 円の減、町債 2 5 0 万円計上いたしております。議案第 1 7 号から議案第 1 9 号までの 3 件はいずれも令和 5 年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第 2 0 号は、令和 6 年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に 8 4 3 万 9 , 0 0 0 円計上いたしております。

次に総務関係であります。今後改修や更新が必要となる公共施設の費用の軽減や平準化を図るため公共施設総点検業務に 1 0 0 万円、地域防犯の向上や安心・安全なまちづくりを図るため、防犯カメラの設置に 3 0 0 万円、住民の方の利便性向上と業務効率化を図り、デジタル化を推進していくためのアナログ規制点検・見直し支援業務に 4 4 0 万円それぞれ計上いたしますとともに、京都産業大学井手応援隊の活動拠点で、交流人口拡大や移住定住の促進につながる取組を実施する井手応援隊活動拠点運営事業に 9 8 4 万 8 , 0 0 0 円、井手応援隊による人口減少対策や地域活性化を図るためのイノベーションチャレンジ事業に 1 0 0 万円、J R 奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に 2 , 5 9 2 万 3 , 0 0 0 円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。障がい者福祉や地域福祉対策では、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に 2 , 0 3 9 万 5 , 0 0 0 円、障害者自立支援事業に 2 億 7 , 6 8 7 万 8 , 0 0 0 円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成などに 1 , 2 6 4 万 8 , 0 0 0 円それぞれ計上いたしますとともに、福祉タクシー事業に 2 3 2 万 2 , 0 0 0 円、町内の介護・障がい福祉サービス事業所の人材確保を図り、安定的なサービス供給に資するための井手町福祉人材確保補助金に 5 0 万円、住民の方が安心・安全に利用いただけるよう、施設の機能強化を図るため、いづみ人権交流センター駐車場改良に 1 , 6 0 0 万円それぞれ計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託しております社会福祉法人弥勒会への委託費に 1 , 0 8 0 万 9 , 0 0 0 円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に 7 0 0 万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に 1 , 1 0 5 万 9 , 0 0 0 円それぞれ計上いたしますとともに、高齢運転者の交通事故を抑止するための自動車急発

進防止装置取付費補助に20万円、井手町社会福祉協議会が実証運行で得られたニーズ等を踏まえ、より充実した内容で実施する移動支援事業の経費を補助するための高齢者移動支援補助に531万3,000円それぞれ計上いたしますとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に180万4,000円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に709万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に3,079万5,000円それぞれ計上いたしますとともに、満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで完全無料化とする子育て世帯等への医療費助成に2,660万円計上いたしております。

児童福祉対策では、大学を卒業後も井手町に定住し、就業する方に対する奨学金返還を支援するための、定住促進奨学金返還支援金に87万7,000円、国の施策だけでなく、町独自に取り組む子育て施策についても盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画策定業務に600万円、児童手当等に8,549万6,000円、保育園運営費に3億1,145万1,000円、子育て支援センター運営費に1,113万4,000円、子育て支援チャイルドシート等購入費補助に37万5,000円それぞれ計上いたしますとともに、井手町の次代を担う子どもの出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的に、出生後最初に井手町の住民基本台帳に記録された児童の保護者に対し、児童1人につき10万円支給する井手町出産応援給付金に400万円それぞれ計上いたしております。なお、本町では、子育て支援の一層の充実を図るため、町立保育園の第2子以降の保育料の無償化を行うために339万円、保育園児の給食費相当分680万円全てを町で負担をしております。

次に衛生関係であります。新型コロナウイルスワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に3,726万3,000円、55歳以上の方を対象にした各種がん検診についても、多くの方に受診していただけるよう、全て無料とする健康増進事業に1,567万5,000円、不妊治療に係る費用の負担軽減を図るための不妊治療給付事業に160万円、新たな対象医療機関の追加や定員拡充を行い、高齢者の疾病予防や早期治療を図るための高齢者人間ドック助成に135万2,000円、健診を受ける機会の少ない20歳から39歳までの方を対象とした二十歳からの健康づくり事業に70万8,000円、1か月児健康診査や育児相談など390万2,000円、妊産婦健康診査に558万5,000円、安心して出産、子育てができる環境整備

を行うための出産・子育て相談・応援支援金に４３３万３，０００円それぞれ計上いたしますとともに、聴覚障がい早期発見と早期療育を図るための新生児聴覚検査に１７万６，０００円、低所得妊婦初回産科受診料支援に５万円、施設の相談環境の整備や空調機能の向上を図るための保健センター改修に１，３２０万円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブ等の設置補助に４５万円、エネルギーの安定確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽発電光システム等の設置補助に８０万円それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に５，７００万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に１３２万２，０００円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります。有害鳥獣駆除に７６１万円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に３０万円、農家の生産意欲を支援するため、二等米まで対象を拡充し、農地利用の最適化を図るため良質米出荷奨励事業に１００万円、安定した農業経営を継続いただくための対策として、浜・鐘付水利施設機能保全対策に２，６０７万２，０００円それぞれ計上いたしますとともに、森林整備の推進及び地域一体の周遊性の向上を図るための片原山林道改良事業に４，０００万円、町内の竹林拡大や山林の荒廃対策及び里山景観を守るための森林整備事業に５６５万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に８５０万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に２５０万円、中小企業者の負担を軽減し経営の安定を図るための中小企業融資利子補給に１００万円それぞれ計上いたしますとともに、物価高騰における消費者支援と地域経済の活性化を図るため、商工会が通常プレミアム率２割のところ３割で実施されるプレミアム付き商品券の発行補助に１，８００万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施されている、いでちょう百縁商店街事業の補助に４０万円、井手町を訪れる方に対応した施設としての充実を図るため、まちづくりセンター施設整備に５７万１，０００円それぞれ計上いたしております。

次に観光関係であります。さくらまつり実行委員会への補助に４５０万円、本町のまちづくりの拠点となるテオテラスいでの１周年に合わせたまち

づくりセンター椿坂や大正池グリーンパークなどの交流施設と連携したイベント等を実施し、周遊ルートとなる町内の観光施設の充実を図るため、交流施設等利用促進事業に１，３５０万円、地域資源のブランド化等を図り、特産品の開発を行うため、特産品開発推進事業に２７０万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります。能登半島地震において多くの木造住宅が倒壊していることから、耐震改修の促進を図るため、京都府の拡充と併せて２年間、上限額を拡充するための木造住宅耐震改修助成に７５０万円、京都府立特別支援学校への救急車両の進入路となる町道整備に１億５，０００万円、国道２４号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路となる町道整備に５，１００万円、多賀小学校の通学路の町道の路肩拡幅整備をはじめとする町内道路の整備を実施するため、町道１１号線他道路改良に４，６５５万４，０００円それぞれ計上いたしております。

河川事業では、老朽化した下排水路の改修に１，２８９万円、近年の台風等豪雨による河川氾濫等を踏まえ、適切な河道断面を維持するための町内河川浚渫に１００万円それぞれ計上いたしております。

都市計画では、人口減少を食い止めるための住宅開発等についての見直しを含めた都市計画マスタープラン改定に１，３００万円計上いたしております。

住宅管理では、経年劣化した町営住宅の外壁を改修し、住環境の向上を図る町営住宅外壁改修に１，７６０万円、高架水槽を撤去し、更新するとともに、停電時にも給水が可能となるよう、バイパス管を整備する町営住宅給水装置更新に１，３７０万円、空き家となっている町営住宅の環境整備と、防犯対策として、町営住宅景観改善事業に１，０００万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係であります。京田辺市に事務委託をいたしております常備消防委託に２億７８８万６，０００円、災害時の給水の円滑化を図るための給水タンク購入に２４０万円、災害時の地域拠点として利用できるかまど型ベンチを設置した防災広場整備に８５０万円、最新の避難情報等を盛り込みながら、見やすく分かりやすいハザードマップの作成業務に７７０万円それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係であります。これまでの小学生のランリュック、安全帽

に加え、新たに中学校の通学カバンについても支給を行う通学カバン支給事業に38万3,000円、オーストラリアの姉妹校の生徒を受け入れるための費用に100万円それぞれ計上いたしますとともに、教育環境の向上と避難所の防災機能設備の強化を図るため、小学校の体育館への空調の設置方法等を検討し、設計を行うための小学校体育館空調設備検討設計業務に1,800万円、児童・生徒に快適な教育環境を提供するため、井手小学校空調整備に2,740万円、多賀小学校空調整備に1,700万円、泉ヶ丘中学校空調整備に2,080万円、保護者負担軽減施策として、全額補助を実施する学校給食費支援事業に1,680万円それぞれ計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに2,714万4,000円、住民の学習発表や交流の場としての文化祭に610万9,000円それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ、各種団体助成に233万5,000円、多くの住民にご利用いただいております図書館の運営費に4,304万2,000円計上いたしております。

保健体育では、住民の健康増進のための地域スポーツ活動に53万7,000円、スポーツ協会をはじめ各種団体助成に395万8,000円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源12億686万9,000円、町税や地方交付税等の一般財源33億1,713万1,000円計上いたしております。

議案第21号から議案第27号までの7件は、いずれも令和6年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は30億6,507万円で、前年度と比較いたしまして1億9,795万2,000円、率にして6.9%の増となります。

議案第28号は、旧山吹ふれあいセンター解体工事の予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員法の規定に基づき、意見を求めようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、

ご可決賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から１月、２月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第４、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は８名であります。質問についての発言時間はそれぞれ２０分以内とします。

順次質問を許します。

谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

２番（谷田健治） ２番、谷田健治です。

１月に発生しました能登半島地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一刻も早い復興を願い、質問に入らせていただきます。

まず１番目は、ＪＲ山城多賀駅前公衆トイレについてであります。

ＪＲ山城多賀駅前公衆トイレの老朽化が目立ちます。このトイレは、２０００年の山城多賀駅の改修に伴い、ＪＲは「駅にはトイレを設置しない」との方針であったため、住民の皆さんの「これまであったトイレがなくなるのは困る」という声を受け、町が２，０００万円の費用をかけて新築したものです。住民だけでなく、通勤、通学、観光客など多くの方に利用されています。これまでも必要に応じてトイレの補修は行われてきましたが、設置してから既に２４年たち、時代に合った改修が必要です。玉水駅のトイレと比べ、あまりにも格差があります。

町内にある二つの駅は、文字どおり町の玄関口であり、町の玄関口にふさわしいトイレとなるよう早急に改修することを求め、以下の点について質問いたします。

- ①山城多賀駅前公衆トイレの現状をどのように捉えていますか。
- ②和式トイレを洋式トイレに改修する必要があると考えますがどうですか。
- ③照明が暗いです。明るいトイレに改修する必要があると考えるがどうで

すか。

④雨漏り、あるいは結露による染みが天井に広がっています。特に男子トイレの天井には黒い染みが大きく広がっています。天井の張り替え等必要と考えますがどうですか。

⑤洗面台近くの板部分の下方が男子・女子トイレとも縦方向に割れています。身障者用トイレも板の部分が割れています。改修が必要であると考えますがどうですか。

⑥トイレの外部、北側についているトイレ表示の女性のマークが消えています。また、トイレ入口につけてあるトイレ案内板が消えていてよく見えません。改善が必要ではありませんか。

⑦トイレットペーパーや、女性用には生理用品の設置が必要と考えますがどうですか。

2 番目、難聴高齢者への支援について質問いたします。

普通の大きさの声での会話の聞き間違いや聞き取り困難を自覚するなど、日常生活に支障のある方が加齢とともに増えています。日本老年医学会雑誌に掲載された調査では、65歳以上の難聴高齢者数は約1,655万3,000人と推定しています。65歳から74歳では3人に1人、75歳以上になると約半数が難聴に悩んでいると言われています。加齢性の難聴があると、「身の安全を守ること」、「人とスムーズに会話すること」などに支障が生じます。コミュニケーションがうまく取れないために、会話や外出が苦手になります。趣味を楽しめなくなります。地域サロンの「集まり」等に足が遠くなど、家族や社会から孤立し、生活の質や生きる意欲まで低下していきます。認知症の専門家は、改善可能な認知症の危険因子のうち、難聴は最も重要であると指摘しています。

まず、難聴高齢者を把握し、耳鼻咽喉科医療機関への受診を勧奨すること、さらに、難聴の診断後は補聴器の装用につないでいくことにより、難聴高齢者の社会参加への支援や認知症の予防につなげていくことが可能になります。しかし、我が国の難聴者の補聴器所有率は欧米諸国と比べ低いです。その原因の一つが、補聴器の価格が高い上に、軽度や中度の難聴には補聴器購入時に公的補助がないということが挙げられています。

厚生労働省は2021年、自治体の補聴器助成の状況などを調査した「難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」

を公表しました。２０２１年当時、助成は３６自治体、６５歳以上の住民の聴力検査は４自治体のみの結果を踏まえ、「取組の強化の検討が求められる」と提言しました。その後、全国的に補聴器助成を行う自治体が増えています。全日本年金者組合大阪府本部の調べによりますと、２０２４年１月時点で、補聴器助成を行う自治体は、２０２１年当時の約６．６倍の２３９自治体に広がっています。難聴高齢者への公的支援を求め、以下質問いたします。

①加齢性難聴と生活の質や安全、認知症との関係についてどのようにお考えか町長の見解を伺います。

②本町での聴覚障がい者は何人で、補聴器助成は何人ですか。

③加齢性難聴と言われる軽度や中度の難聴高齢者の実態を、町として把握する必要があるのではないのでしょうか。そのため、高齢者保健福祉計画策定に関わるアンケートに「聞こえに関する設問」、「補聴器所有の有無」などを追加し実施する必要があると考えるがどうですか。

④近隣自治体でも、既に難聴高齢者の補聴器購入補助制度を創設したり、創設に向けて動き出しています。本町でも難聴高齢者の補聴器購入補助制度を創設すべきではありませんか。

３番目、災害に強いまちづくりについて。

１月に発生した能登半島地震では、２４０人以上の方が亡くなり、予想を超える大きな被害となりました。輪島市の「輪島朝市」周辺の大規模火災について、総務省消防庁の調査では電気配線の破損で出火した可能性があるとなりました。２月５日に開催された議員への行政報告会で、被災地に派遣された井手分署の方から被災地の状況について報告を受けました。道路の崩壊だけでなく、橋に生じた段差により車両が通行できなくなるなど、本町でも教訓にすべき報告内容でありました。災害に強いまちづくりを進めるため、以下質問します。

①災害時に、食料や飲料水・毛布等を防災倉庫から避難所に車両で運ぶのではなく、避難所に常時備蓄しておくことが必要ではありませんか。

②地震後に電気配線から出火する「電気火災」防止のため、揺れを感知して電気を自動遮断する「感震ブレーカー」の啓発、普及が必要ではありませんか。

③住民に災害情報を伝達する同報系防災行政無線の整備が行われています。工事に伴う住民説明会において、戸別受信機を各区及び各区長に配備すると

説明されましたが、戸別受信機は何人に配備するのですか。少なくとも土砂災害警戒区域の世帯には、避難情報などを迅速、確実に伝達するため、配備する必要があると考えますが、どうですか。

以上で質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 谷田健治議員のご質問にお答えします。

1点目のＪＲ山城多賀駅前公衆トイレについてであります。一つ目のトイレの現状をどのように捉えているかにつきましては、全体的に老朽化してきているものの、令和２年に損傷が確認された女子用トイレの天井張り替えや屋上の漏水対策等を実施するなど必要な修繕を実施しており、また、週に３回定期的にトイレ清掃を実施し、適切な維持管理に努めてきたところであり、大きな問題なく利用していただいていると考えております。

二つ目の和式トイレを洋式トイレに改修する必要性につきましては、身障者用トイレが洋式トイレになっていることや他事例で和式トイレを求める声もあることから、現時点で洋式トイレに改修することは考えておりません。今後、改修が必要となったときには改めて利用者の声も聞きながら判断してまいりたいと考えております。

三つ目から六つ目までの改修等につきましては、経年の利用等により生じているものであり、利用上支障があるものとは考えておりませんが、今後も引き続き、地元や駅利用者の方が利用されるトイレであることから、状況等の把握に努めながら適切に維持管理してまいりたいと考えております。

七つ目のトイレトペーパーや女性用に生理用品を設置することにつきましては、トイレトペーパーは既に設置しており、不足分は清掃時に補充することとしております。また、生理用品につきましては、不特定多数が利用するトイレであり、衛生面からも設置することは考えておりません。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 2点目の難聴高齢者への支援についてであります。一つ目の加齢性難聴と生活の質や安全、認知症との関係についての考えにつきましては、加齢性難聴は聞こえづらさを感じるなど早い段階で症

状に気づくことが重要とされ、専門の言語聴覚士の方からは、高齢者の方は1年に1回は聴力測定をすることが望ましいと聞いているところであります。

本町では、聴力測定も併せて行っている「耳のことなんでも相談会」を毎年実施していることから、当該相談会の利用を通して、定期的に聴力を確認することの必要性をしっかりと周知していきたいと考えております。

また、認知症との関係については、国が策定した認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランにおいて、高血圧、糖尿病、喫煙と同様に難聴も認知症の危険因子の一つとされていると承知しているところであります。

二つ目の本町の聴覚障がいのある方の人数、補聴器助成の人数につきましては、令和6年1月末時点で聴覚障がいのある方は33名であり、補聴器の助成人数につきましては、令和6年1月末時点の令和5年度支給決定分として6名であります。

三つ目の高齢者保健福祉計画策定に関わるアンケートへの設問につきましては、令和5年度に実施したアンケートでは、要介護状態になる原因等の地域課題を把握する観点から、要介護状態でない高齢者の方の治療中の疾病を確認しており、その中で高血圧や脳卒中などの疾患のほか、耳の病気に関しても伺っているところでありますが、補聴器所有の有無などを把握することを目的としたアンケートを追加で実施することは考えておりません。

今後も、「耳のことなんでも相談会」や地域包括支援センターが実施している高齢者総合相談により、高齢者の方の実態を把握することで、きめ細やかな対応に努めたいと考えております。

四つ目の難聴高齢者の補聴器購入補助制度につきましては、公費助成に関しては国レベルでの支援が必要と考えており、町単独での実施は考えておりません。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 3点目の災害に強いまちづくりについてであります。一つ目の災害時に食料や飲料水・毛布等を避難所に常時備蓄しておくことにつきましては、町域や避難所の位置、使用期限などの管理面などを勘案して、防災倉庫にて管理していることから、現在のところ避難所にて常時備蓄をすることは考えておりません。

二つ目の地震後の電気火災防止のための「感震ブレーカー」の啓発普及に

つきましては、以前、消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が義務化となった際には、各区長と連携しながら啓発・普及に努めてきた経緯はありますが、「感震ブレーカー」の設置につきましては義務化ではありませんので、各個人にて対応いただくものであると考えております。

三つ目の同報系防災行政無線における戸別受信機は何人に配備するのかにつきましては、１２区全ての区長及び公民館等に２４基、避難所に１２基、井手分署に１基、モニター用として役場に２基、総数３９基の戸別受信機を配備することとしております。

また、土砂災害警戒区域の世帯へ配備することにつきましては、これまでから、避難情報等につきましては、テレビやホームページなどのインターネット、広報車や緊急速報メールなど様々なツールにより入手をいただいている状況であり、今回、整備しております同報系防災行政無線は、対象地域にお住まいの住民の方々に同時に情報を伝達する手段として整備しているところであります。

なお、土砂災害警戒区域に限らず、町内全域にて当該防災行政無線や戸別受信機設置後に、有効性や効果等について確認・検証することとしておりまして、現在のところ配備については考えておりません。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

２番（谷田健治） 再質問します。

まず最初のＪＲ多賀駅の公衆トイレについてであります。答弁の中では令和２年に一度、女性トイレの天井など補修をされたというのは私も承知しております。そのときの議員の質問に対する町の答弁、２０１７年６月議会であります。原因が雨漏りなのか結露によるものなのかははっきりしないというような部分もあり、専門家の見識が必要だということでした。その後、改修されたと思いますが、現状、女子トイレは大丈夫です。だけど、男子トイレは改修しないなんていうのはとても言えないような状況であります。今度、商業施設もできるわけですね。ですから、当然ほかの町の方も来られますよね。あのまま放っておくという答弁をされるというのは、私は納得できないですし、再度、実際に見ていただいて、そこは改修していただきたいと思っております。真っ黒です。真っ黒は失礼ですけども、白い壁ですから黒くな

っていて、しかもちょっと穴が空いているか何か、そういうふうになっているんです。当然、改修すべきではありませんか。再答弁を求めます。

それから、トイレトペーパーの件は分かりました。女子の生理用品の問題ですが、まだなかなか行き届いていないのが現状だと思いますが、今日の京都新聞では、京都市の地下鉄に試験的に設置するというようなこともありましたので、時代はそういうところに来ていますから、また今後とも、要望としてそれは申し述べておきたいと思います。

それから、明るさの問題ですが、特に私も実際に見ましたら、27ワットの球が入り口に3か所ついております。非常にぼうっとしています。周りは駅の構舎なので明るいですが、だから余計そう思うのか分かりませんが、あれをぜひもう少ししていただくことはできないでしょうか。再質問です。

それから、いろんな表示が消えているというふうに私、述べたんですけども、あのトイレは玄関ですよ。トイレだけど玄関です。多賀地区の玄関でもあります。井手地区の玉水駅のトイレは非常にきれいです。それと比べて、今の状況というのは改修が本当に必要だと思いますが、もう一度しっかり調査していただき、改修していただくことはできませんか。再質問であります。

次、2点目に難聴高齢者への支援であります。先ほどの答弁でいいますと、認知症と加齢性の難聴はつながっているという認識は持っておられるというふうに理解いたしました。今、認知症というのは大きな社会福祉の課題であります。2020年の3月議会で、こういう答弁でした。難聴者の基準がない。70デシベル以上は難聴障がい者という基準であります。それ以下のところは難聴者という基準がないんですよ。そこにたくさんの方がおられていて、聞こえにくくなって認知症につながっていくという状況であります。町は、手帳を所持していない方にも難聴の方がおられるというふうにそのとき答弁しておられました。ということは、町自体としては、障がいまでいていないけども難聴の方はおられることは多分認識されていると思うんです。

そして、その次の2023年の3月議会で、アンケートに難聴に関する設問、補聴器の有無を追加すべきではないか、認識しているんだっただけで駄目ではないかということで質問があったわけですが、そのときは、これは国の調査だから特にそういう必要はない。そして、コロナで設問も増えているということで、そういう答弁だったんですけども、今申しましたように、国も近隣自治体も、今、この問題は認知症につながる大きな因子

であるということを言っているわけです。ですから、今からでもぜひやっていただきたいんです。

提案であります、既に9期の高齢者の健康福祉の調査も終わっていると思います。できなかった自治体はどういうことをやっているかといいますと、介護予防のための生活機能評価に関するマニュアル、いわゆる基本25項目です。「あなたはバス、電車に乗って1人で外出できますか」という。それに付け加えてやればいいのではないかと思います。これは費用がかかることではないです。そういうことを提案させていただきますが、どうでしょうか。

それからもう一つ、近隣自治体の補助制度についてですが、把握しておられたらいいんですけども、精華町がやっております。65歳以上です。京田辺市は、12月議会でそれに踏み出すということで、この3月議会では上限2万円、予算80万円で購入費の補助をするということを言っておりますので、近隣でもやっていますから、もう全くやらないというのは、私は納得できません。ぜひ調査も含めてお願いしたいと思います。

次、災害に強いまちづくりの点であります。管理の上で食料や水というのは一定、私は納得しますが、そこでないと管理できないのか。地震などの災害のときに、避難所に備蓄した方が私はよいと思っています。そうではなくて、運ぶという作業が要るわけですね。それはこの能登半島地震で、この間消防署の方が言っておられましたように、橋があって、段差があってとても行けなかったんだということですから、そこはもう少し検討を、特に危機に強いまちづくりをするという機構改革もあるわけですね。ですから、そこは検討していただけないかということの再質問です。

それから、「感震ブレーカー」の点であります、これはぜひ啓発できませんか。阪神・淡路大震災の火災の原因、判明している6割強が電気火災でした。今回も含めて、まず東日本大震災、7割近くが電気火災です。これは内閣府の報告であります。それから、今後予想される南海トラフでは、もし「感震ブレーカー」が15%の設置率だと、火災の死者数は1万4,000人というふうに推計しています。もし全ての家庭に100%そういうものが設置されれば、約6,300人に死者は減ると言っているんです。これはすごく大きなことであります。「感震ブレーカー」、5,000円ぐらいからいろいろなタイプがあります。コンセントに差すものからブレーカーが自然に落ちるものなど、いろいろあるわけなんですけども、東京都は非常に取り組んでおりま

す。２３年には木造住宅密集地域約２万世帯に無償配布しています。火災が起こるということを想定して行っているわけです。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、同報系防災行政無線のことで再質問させていただきます。今つけているスピーカーの電源はどこから取っておられますか。それから、９基設置されていますが、地震で倒壊の危険性はないでしょうか。

それから、先ほど戸別受信機の配布について、いろんな情報の手段があるからということでおっしゃったんですけども、情報弱者と言われる方がおられるわけです。スマートフォンやテレビ、ラジオといった情報を得る機械を一切持っておられない方、こういう方が実際におられるんです。宇治市が今度、同報系防災行政無線つけます。宇治市はそういう方が約１，０００世帯から２，０００世帯いると推定していて、そこには全て個別の同報系防災行政無線の受信機を置くと言っているんです。そういうことは必要ではないでしょうか。

以上、質問です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の山城多賀駅前の男子トイレの天井など、老朽化しているところから改修が必要ではないかというご質問かと思えますけども、本町では来年度、井手町の管理する公共施設で年数の経過している施設を対象に総点検を実施する予定でございます。その中で、山城多賀駅のトイレも含めて点検を行って、改修の必要性についても検討する予定でございます。その中で、必要と判断されれば改修を実施していくことになるかと考えております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） ただいまの基本チェックリストを活用したらどうかという提案に関してでございますが、現在基本チェックリストなんですけれども、介護予防事業などに参加される方に対して実施しております。そちらについては、実際に対面で会って基本チェックリストを実施しており

ます。先ほど答弁でも申しましたとおり、地域包括支援センター、総合相談や高齢者の実態把握を行っておりますが、そういった活動の中でも、十分それらも対面で行っていますので、把握は可能と考えておりますので、現状の実態把握から、しっかり高齢者の方の難聴についても拾っていきたいと考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、避難所において備蓄物資を常時置いておくということにつきまして、石川県の方も今、例はございましたけれども、私どもとしては、先ほども答弁させていただきましたように、また避難所の位置というようなこともございます。やはり町域によって広いところ、市であればもっと広い市もありますので、そういうことも鑑みて今現在そのように判断しておるところです。ただ、避難所に置くに当たっては、ぽんと置いておくわけにはいきませんので、やはりふだん学校で使っておられるところに、触れないようになど、いろいろなこともあるかもわかりませんので、行ってみたらなかったとなれば大変なことになりますので、そういうようなことも踏まえて、今はそのように対応しているとご理解いただけたらと思います。

続きまして、「感震ブレーカー」の関係でございますけれども、先ほど東京都の方ではとおっしゃっていただいてまして、確かに国の方では、密集市街地において普及率の目標があるということですのでしておられるということは把握しております。ただ、本町におきましては、今現在申しましたように、以前のように義務化となった場合には町としても対応はさせていただきますけれども、現在のところ「感震ブレーカー」につきましては義務化ではございませんので、またその辺は個人で対応いただくというように考えております。

同報系防災行政無線の関係でございますけれども、電源につきましては電柱から引込みを行います。関西電力からスピーカーに入っていきます。町の役場の場合は、ここに電気がありますので、その電源を使ってということになります。それぞれ蓄電しますので、そういうような対応もできるということでございます。

あと、戸別受信機の普及でございますけれども、先ほども申しましたように、いろいろな電波状況や建っている場所などもいろいろございまして、避

難所なりに置く機械と、またご自宅に置いていただく機械というのは、実は電波状況も違いますので、若干その辺のことも検証していく必要もございしますので、今のところは確認、検証することを優先として、今は早期に土砂災害警戒区域の方にそうしたらというわけにはいっていないというところで、ご理解いただけたらということで思います。

もう一つ、倒壊の危険性というのは、その辺はきちんと基礎なども計算されておりますので、それなりの震度の地震があっても倒壊はしないような形で設計していただいています。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 再々質問になりますが、山城多賀駅の調査をしてというふうにお聞きしたんですが、それは1年待てというふうに私は捉えます。待てますか、あのトイレの状況。実際、見ていただいたんですよね。質問に出しているわけですから、実際に見ていただいて答弁していただいているんでしょうか。僕、あの状況を見てもう1年待てというのは非常に納得できないんですが、もう1年待てということでしょうか。再度お聞きいたします。それと、実際に現状を見ていただいたのかということをお聞きします。

それから、補聴器の件ですけれども、先ほど、聞こえの相談をやっているというふうにおっしゃいましたが、そこに来られている方は何人おられるのかということをお聞きいたします。

それから、先ほどの同報系防災行政無線の件ですけれども、これも京都府の中では、やっていないところはもう少しなんです。あと宇治市ともう少しの自治体だったと思いますが、宇治市は能登半島地震の中で、同報系防災行政無線が機能しなかったという例があるというのを報告されているのを知って、自家発電の設備をつけるというふうにはしています。

それから、建てる場所もかなり厳しく調査して、能登半島地震では倒壊しているんですよね。そういうしにくいところに建てるということをしていますので、それは意見として申し述べておきたいと思います。あと、逆になるんですが、防災無線のところなんですけれども、情報弱者という方が実際おられるということですので、その世帯数等をぜひ調査できたらしていただきたい、

そういうご家庭にはきちっと防災無線、戸別受信機を配布できるように検討をお願いしたいということも含めて、私の質問を終わります。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 山城多賀駅のトイレの件でございますが、もう1年待てということではございません。私も現場を確認させていただきました。写真も撮ってきています。男子トイレの天井も確認していますし、令和2年に改修したときの写真もありますので、そのときから男子トイレ、いろいろあったんですけれども、その頃から若干進んでいますけれども、天井が抜けるなど、そういう状況にはなっていませんでしたので、その辺の確認もしております。そういう中で来年度、全体の総点検をする中で、全体は考えていきたいと思っているんですけれども、それまでにご指摘ありました表示等なり、そういったことについては対応を随時させてもらいたいというふうに考えております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 聞こえに関する「耳のことなんでも相談会」の件数でございますけれども、令和3年度は6名の相談がありました。令和4年度につきましては、1名応募があったんですけど、キャンセルがありましたのでゼロ名となっています。令和5年度につきましては9名、相談会に参加されております。

以上です。

議長（奥田俊夫） 次に、小割直彦議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

質問事項、井手地区共同墓地に通じる道路整備について。二つ目、岡田池の管理について。

まず1番目の井手地区共同墓地に通じる道路整備についてです。北溝地区から井手地区共同墓地に通じる道路の一部が大変傷んでおり、また、一部が砂利であることから、歩行者はもちろんのこと、自転車などの通行もかなり

困難な状態になっています。

この道は、井手地区共同墓地に向かうために必要な道ですが、細く曲がりくねっており、高齢者が徒歩やシニアカー等で通る場合には十分に注意が必要です。

今後、周辺では城陽井手木津川バイパスの整備が計画されていますが、安全にお墓参りができるよう、早急に整備が必要だと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①過去から要望も出ているとお聞きしますが、町として、今後整備を行う予定はあるのか。

②バイパス整備に伴う周辺道路の整備計画は。

2点目、岡田池の管理について。

現在、石垣区にある岡田池の水は、維持管理のために水が抜かれている状況です。

本年3月上旬には再度水をためるとのことですが、過去に付近で山火事が発生した事例もあり、火災が発生した際の消防水利に利用できないことなどが大変心配されます。

春には田んぼ等への引水もあるため、迅速に維持管理を進める必要があるのではと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①岡田池の維持管理状況や今後の整備計画は。

②町として、水源地からの農業用水として、下流への水利整備の計画は。

以上です。お答えをお願いします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 小割議員のご質問にお答えいたします。

1点目の井手地区共同墓地に通じる道路整備についてであります。一つ目の今後の整備につきましては、現状、既存舗装の損傷が著しい箇所が散見されることから、利用者の通行の安全を確保するため、傷みの激しい箇所については今年度内に補修を実施したいと考えております。また、全体的に舗装が劣化していることは認識しておりますが、今後、一部舗装のない区間において用地境界等の確認が必要なことから隣接地権者との調整を踏まえ、全

体的な舗装整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

二つ目のバイパス整備に伴う周辺道路の整備計画につきましては、国が国道バイパスの新庁舎より南側区間において今後道路予備設計に着手されると伺っていることから、これに合わせ本町においても既存市街地とをつなぐ国道バイパスへのアクセス道路の予備設計を令和6年度に実施することとし、令和6年度当初予算に必要額を計上しているところであります。今後、アクセス道路を含む周辺道路の整備計画について、国と調整しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の岡田池の管理についてであります。一つ目の岡田池の維持管理状況や今後の整備計画につきましては、岡田池は井手土地改良区が管理する農業用ため池でありまして、日常的な維持管理は受益者で構成される地域の水利組合が管理をされております。

本町といたしましては、防災の観点から令和3年度に実施したため池の劣化状況評価の調査では、防災工事の対策の必要がないとの診断結果であり、令和4年、5年度にも、京都府農業用ため池管理保全サポート協議会によるため池の点検を実施しておりますが、経過観察との診断であり、今のところ町による整備の計画はしておりません。

二つ目の町として水源地からの農業用水として、下流への水路整備の計画はとのことにつきましては、農業用水利施設につきましても、基本的には地域の水利組合等で管理される施設となっておりまして、岡田池周辺の石垣地域では、国の制度である「多面的機能支払交付金」を活用した活動組織があり、本町も「農地・水・環境保全向上対策事業」にて活動費を支援しているところであります。この活動組織は、農業・農村の有する多面的機能の維持を目的に地域の農業者等で構成された組織であり、農業用水路等の水利施設の補修や草刈り等の保全管理を計画的に取り組まれているところでありまして、必要があれば本事業の補助金を活用し水路の整備を行っていただくことも可能であります。

本町といたしましては、今後も国・府の補助金の確保に努め、継続して支援できる体制を維持してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4 番（小割直彦） 再質問させていただきますけども、国道バイパスへのアクセス道路の道路予備設計を実施するということですけども、具体的にどのようなことを行うのかお答えください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 小割議員のご質問にお答えいたします。

アクセス道路の道路予備設計とは具体的にどのようなことを行うかというご質問かと思えますけども、国道の方を国土交通省が検討されます。そのバイパスの平面線形や縦横断の計画を基に、接続するアクセス道路について、安全性や走行性、経済性、施工性などを総合的に考えて検討した上で、アクセス道路を接続する箇所であったり、道路の線形などについて検討する業務でございます。なお、その後は、道路詳細設計によりまして、工事を実施するための図面を作成したり、必要な事業用地の範囲を検討することとなります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問はございませんか。

木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村武壽です。

通告に基づきまして、一般質問をします。

質問事項としまして、旧庁舎の今後の活用方針についてであります。

旧庁舎の活用については、過去の一般質問で「新庁舎完成後、適切な時期を見て、慎重に検討していく」との答弁がありました。その後も「テオテラスいで」の調理場やバックヤードとしての利用など、その具体的な活用方法について質疑がされてきたところです。

解体や整備に当たっては、施設をどういった形で活用するかといった点に加え、必要となってくる改修内容や運営主体、費用対効果など、多くの課題を解決する必要があると思いますが、いつまでも建物を放置したままだと施設の老朽化も進み、利用しようとした頃には既に手後れになってしまわない

か大変心配でございます。

そこでお尋ねをいたします。

①旧庁舎の電気やガス・水道などは、今現在どのような管理となっているのか。

②旧庁舎の利用について、これまでに区や各種団体から何か申出はあったのか。

③検討委員会の設置など、今後の活用方法の検討に当たり、町の方針をお尋ねいたします。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 木村武壽議員のご質問にお答えいたします。

旧庁舎の今後の活用方針についてであります。一つ目の旧庁舎の電気やガス・水道などの管理につきましては、現在、電気につきましては、防犯上の観点から正面玄関及び旧庁舎の西側、南側の外灯を点灯しており、また時報のサイレンも吹鳴していることから、以前に比べ激減はしておりますが、引き続き電気は使用しております。

また、ガスについては既に廃止しており、水道については庁舎へ引き込む元栓を閉めており、庁舎内で水は利用できない状況であります。

2点目の旧庁舎の利用について、区や各種団体から申出があったのかにつきましては、令和5年9月議会の一般質問にて、谷田利一副議長から洪水や浸水の被災時の避難所としての活用についてのご提案はありましたが、その後、具体的な活用方法について、区や各種団体からの申出はございません。

3点目の今後の活用方法を検討する際の町の方針につきましては、旧庁舎を今のまま維持し続けることは、コスト面、防犯面等の観点からも非常に困難であると考えており、これまで旧庁舎の活用方法等について関係機関への相談や情報収集等に努めているところでありまして、一定の方向性等を議論していただける材料等が整い次第、新庁舎建設検討会議の活用も含め、ご意見を伺う場を設定し検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 防災の関係からも、一日も早い時期に解決するようお願いいたします。

以上で終わります。

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 3番、鎌田隆宏です。私の方からは大きく2点質問します。

一つ目、同報系防災行政無線について。

令和6年1月1日、石川県能登地方で大きな地震が発生しました。災害はいつ何どき起こるか分からないため、それぞれの立場で災害に対して備えておかなければなりません。

本町でも災害の発生に備え、様々な準備をされていることと思います。また、新たに同報系防災行政無線が配置される予定となっており、現在随時工事中だとお聞きしております。

同報系防災行政無線は、「屋外拡声器」や「戸別受信機」を介して、市町村役場から住民に対して直接・同時に、防災情報や行政情報、時報等を伝えるシステムで、災害時の情報伝達手段として不特定多数の人に広く周知するための重要な手段となりますが、音声での伝達という特性上、天候や地理的条件により、伝わり方に個人差が出てくることが考えられます。

そこで、次のことについてお聞きします。

①同報系行政防災無線の「屋外拡声器」の設置場所と設置台数は。また、停電した場合、その同報系防災行政無線は機能するのか。

②放送設備の点検を兼ねて行われている時報ですが、時報の時間に変化はありますか。また、チャイムやメロディーの設定ができるようですが、それはどのように決められるのか。

③「地域情報連絡システム」として防災行政無線と連動し、スマートフォン・タブレット・パソコンから災害情報等をいつでもどこでも簡単に確認できるシステムがありますが、その導入について本町の考えは。

④条件によっては、防災情報が確実に伝わりにくいことも想定されるため、本町では、各区の区長宅や公民館などに「戸別受信機」が配備される予定だ

と聞いていますが、その内容をお尋ねします。

２、災害時の協定について。

２月５日に行政報告を聞き、先日発生した「令和６年能登半島地震」の災害援助のため石川県へ派遣され、現地で人命救助に当たられた京田辺市消防署井手分署から、災害援助の活動報告を受けました。

派遣先の珠洲市の被害状況やそこから出てきた課題や改善点など、実際にその現場を目の当たりにされた方からの貴重な意見をお聞きしましたが、本町での災害時における相互応援協定について、その内容をお尋ねします。

①「令和６年能登半島地震」のような大規模な地震が発生し、建物が倒壊などの被害が出た場合、救助等で重機が必要になってきます。平成２４年６月の災害協定の一般質問では、「井手町建設業協会や部落解放井手建設協同組合と、建設機械及び資器材の提供について応援協定を結んでいる」との行政側からの答弁がありました。その後、令和５年１月には、重機なども扱う白坂テクノパークとの防災協定が結ばれましたが、その協定内容はどのようなものか。また、消防署や消防団からの要請を受けた場合、その重機を使用した救助は可能なのかお聞きします。

②災害時等における医療救護活動について、綴喜医師会と協定を結んでおられますが、具体的にどのような救護を受けられますか。

③災害対策として、防災訓練は行われていますが、本町が被災した場合、援助を受ける側としてスムーズに支援を受け入れられるよう、受入れ体制を整える必要があると考えます。防災訓練とは別に、援助を受けるための訓練を設けてはどうかと思います。また、白坂テクノパーク連絡協議会と城陽市、本町で災害発生を想定した「連絡・初動体制」などの実践的な訓練も計画すると新聞記事にありました。その計画と本町の考えについてお聞きします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

１点目の同報系防災行政無線についてであります。一つ目の「屋外拡声器」の設置場所と設置台数、また、停電した場合に機能するののかにつきましては、屋外拡声器は井手町役場、玉水公園内、いづみ人権交流センター、下赤田児童遊園、多賀地区共同墓地駐車場、多賀地区防災広場、東部公園内、

南部公園内、井手小学校有王分校の9か所に設置することとしております。
また、停電時に備え、役場庁舎の親局をはじめ、子局である屋外拡声器それぞれに約72時間使用できる非常用電源を配備しております。

二つ目の時報の時間及びメロディーチャイムの決定はどのように決められるのかにつきましては、日常の確認・点検も兼ねて、サイレン音ではなくメロディーチャイムを現在と同様の8時、12時、17時に放送することとしております。また、メロディーチャイムの曲につきましては、ふるさとやウェストミンスターの鐘、夕焼け小焼けなどの一般的な曲、8曲がパッケージ化されており、その中から時刻に合った曲を選定する予定としておりまして、特に支障がある旨のご意見がありましたら、改めて検討してまいりたいと考えております。

三つ目の「地域情報連携システム」の導入についての考えにつきましては、同報系防災行政無線がこの3月に完成することから、ご指摘のシステムの概要や効果、費用等をはじめ、近隣市町の導入状況なども確認しながら調査・研究してまいりたいと考えております。なお、今回の同報系防災行政無線におきましては、スピーカーから放送した内容を確認できる特設の電話番号を新設し、再確認や聞き逃しなどの場合にも対応できるようにしております。

四つ目の各区長や公民館などに配備する「戸別受信機」の内容につきましては、多数の方へ一斉に情報伝達するために同報系防災行政無線を整備しておりますが、議員ご指摘のとおり、条件によっては防災情報等が確実に伝わりにくい場合も想定されることから、各区長及び公民館、避難所に設置することとしております。

なお、各公民館や避難所での戸別受信機については、各施設に配置していただくものであり、60メガヘルツの電波を活用したラジオ型の受信機を配備する予定としております。

また、各区長におかれましても、交替されることを踏まえ、持ち運びが可能な小型ラジオのような受信機を配備する予定としております。

2点目の災害時の協定についてであります。一つ目の井手町建設業協会や部落解放井手建設協同組合、白坂テクノパークとの防災協定はどのようなものか、また、消防署や消防団により要請した場合、その重機を使用した救助は可能なのかにつきましては、井手町建設業協会及び平成29年8月に部落解放井手建設協同組合から名称が変更となったBIG協同組合につつまし

ては、大規模災害が発生した場合に、資機材や人材等の提供をはじめ、応急復旧工事などの対応も実施していただけることとなっておりまして、白坂テクノパーク連絡協議会につきましては、主に資機材や物資等の提供をしていただけることとなっております。

また、大規模災害時においては、救助活動に当たり重機が必要であると消防署や消防団からの要請があった場合には、本町を通してそれぞれの団体に要請することとなり、それらの資機材を使用した救助活動を行うこととなります。

二つ目の災害時等における医療救護活動について、綴喜医師会との協定においてどのような救護が受けられるのかにつきましては、綴喜2市2町と京都府綴喜医師会とで、災害時等における医療救護活動について協定を締結しており、本町が必要に応じて綴喜医師会に対し医療救護班の派遣を要請することとしており、具体的には、救護所において傷病者に対する応急処置や傷病程度の診断、医療機関への転送の可否や転送順位の決定、死亡の確認などを行っていただくため、医師を派遣していただくこととなっております。

三つ目の災害時に救助を受ける側としての訓練の実施、また、白坂テクノパーク連絡協議会と城陽市、井手町での「連絡・初動体制」などの計画と本町の考え方につきましては、ボランティアについては、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、その受入れをしていただくこととなっておりますが、行政機関等からの派遣の受入れについては、大規模な災害においては、京都府はもとより国との連携が必要不可欠であることから、効果的な訓練内容等について、関係機関と協議・調整しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、白坂テクノパーク連絡協議会等との「連絡・初動体制」につきましては、昨年度に協定を締結した間もない6月と11月に実施した防災訓練においても、必要な資機材の要請等を行うための連絡体制の確認を実施しており、今後もより充実した訓練ができるよう協議してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 防災行政無線についてなんですけども、役場が休日の場

合や時間外の場合に地震などが突発的に発生したときには、どういうふうな対応になるのでしょうか。

それと、もう一つ確認なんですけども、資機材は要請すれば支援を受けられるということなんですけど、その資機材を動かす、重機を動かす人たちの関係はどうなるのでしょうか。

以上、2点です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、防災行政無線の関係で、夜中など職員が休日のときに、例えばこの前の石川県の地震のような大きな地震があったときには、基本的にはJアラートなどの情報が入ってきます。その場合につきましては、自動起動することになっておりまして、自動で音声が出るということになっております。ただ、震度の低いものについては、Jアラートも来ませんので、自動起動はしませんが、大きな地震等であれば自動起動で放送がされるということになっております。

あと、資機材の関係でございますけれども、資機材、例えば白坂テクノパークであれば、そういう機材、重機などを貸す業をしておられるところがございまして、そういうところに貸していただきたいという要請をするということなんですけれども、人材につきましては、先ほど申し上げましたように、井手町建設業協会であるとか、あとBIG協同組合などで、機械があれば人材はお願いする。もしくは井手町建設業協会、BIG協同組合に機械と人材をお願いするようなイメージになるということでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問はございませんか。

岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 9番、岡田久雄でございます。事前に通告しております次のことについて、一般質問を行います。

まず初めに、学校施設等における老朽化対策について質問いたします。

公立小・中学校施設は、昭和40年代後半から昭和50年代に建築された

ものが多く、建築後25年以上経過しているものが8割以上となるなど、校舎等の老朽化が大きな課題となっています。また、建物の老朽化で発生した児童・生徒の安全を脅かす事故等は、全国で2万件以上発生しています。

子どもたちの安全確保はもちろんのこと、公立小・中学校の約9割が地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組む必要があります。

また、文部科学省は地方公共団体に対し、令和2年度末までの「学校施設の長寿命化計画」の策定を要請しています。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①国が示す学校施設等の老朽化対策の基本方針はどのようになっていますか。また施設整備に対して交付金があるようですが、その概要は。

②本町では、「学校施設等長寿命化計画」を令和3年3月に策定されていますが、その中で井手小学校南校舎・昇降場と泉ヶ丘中学校中校舎及び北校舎の外壁が、早急に対応する必要があるとされるD評価となっています。今後その箇所について、改修の有無や実施時期、改修内容についてお聞かせください。

③本町では、学校施設のほか、保育園・児童館、町営住宅等、多くの公共施設がありますが、それらの老朽化対策についてどのように考えておられますか。

④町営住宅では、計画的に外壁塗装工事が行われていますが、今現在どれだけの工事が完了しており、残りの塗装工事の計画の見通しはどうなっていますか。また民間住宅の外壁塗装に対し補助金を支給されている自治体があるようですが、近隣自治体での取組状況及び本町での助成金導入についての考えをお聞きいたします。

次に、「5歳児健診」の導入についてお聞きいたします。

落ち着きがない、周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子どもたちは、小学校の就学後に環境に適応できず、不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくありません。

「5歳児健診」によって、そうした特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べるようになります。小学校入学前の「就学時健診」では就学までの期間が短く、就学時に適切な支援をスタートさせるのが難しいという問題が出てきます。

発達障がい児の支援のためには、障がいを早期発見する機会が必要不可欠であります。

最近では、発達が気になる子どものスクリーニングやサポートを目的とした「５歳児健診」を実施している自治体も増えてきていますが、全国的な実施に向け、国は今年から市区町村の健診費用の助成を開始したとお聞きしています。

そこで、次のことについて質問します。

①近隣自治体での「５歳児健診」の実施状況と主な健診内容は。

②「５歳児健診」で、国が助成対象としている条件及び助成金額は。

③支援が後追いになり子どもたちが不利益を被ることのないよう、子どもたちが安心して学ぶ権利を守るためにも、「５歳児健診」をぜひとも導入すべきであると考えますが、本町の考えをお聞かせください。

以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

１点目の学校施設等における老朽化対策についてであります。一つ目の国が示す学校施設等の老朽化対策の基本方針につきましては、文部科学省が平成２７年４月に策定された「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」におきまして、今後、老朽化した施設がさらに増加する中、将来の財政状況も見通しつつ、安全性を最優先として計画的に整備を進める必要があること、また、施設の劣化に伴い、点検や修繕等に要する技術が高コスト化するとともに、改修の範囲の拡大により費用は増加するため、従来の「事後保全」型の管理から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換を目指すことが求められること、さらには、学校施設の劣化状況や教育内容・方法への適応状況などを適切に把握するとともに、把握したデータを基に評価を行い、適時・適切な整備ができるよう、改修等の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画を策定し、計画的に整備することが必要であることとされております。

次に、施設整備に関する交付金につきましては、文部科学省の国庫補助事業に学校施設改善交付金がございます。交付金の算定割合につきましては、

原則 3 分の 1 となります。

二つ目の「学校施設等長寿命化計画」の中で D 評価となっている井手小学校南校舎・昇降場と泉ヶ丘中学校中校舎及び北校舎の外壁につきましては、令和 2 年度に「井手町学校施設長寿命化計画」を策定し、その実施計画の中で令和 7 年度までに改修・修繕を行う予定としておりまして、井手小学校南校舎につきましては、令和 3 年度に 2 階部分の外壁の補修、塗装を実施しております。

残る箇所につきましては、空調設備の更新などとの優先順位や本町の財政状況など総合的に検討し、順次取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） 三つ目の公共施設の老朽化対策につきましては、今後、改修や更新が必要となる公共施設等の増加、集中が見込まれることから、平成 28 年 3 月に「井手町公共施設等総合管理計画」を策定し、本町が保有する学校、公営住宅等の公共施設や道路、下水道等のインフラ施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めております。

また、保有する施設の大半を占める学校、保育園や公営住宅、道路の舗装及び橋梁、下水道管路施設につきましては、本総合管理計画の方針を踏まえた長寿命化計画等を順次策定し、各施設の延命化による更新・修繕費用の軽減や平準化を図りながら老朽化対策に取り組んでいるところであります。

残る児童館等のその他の施設につきましても、総合管理計画の方針に基づき、安全性や経済性を考慮した上で、財政負担の平準化等が図られるよう、できる限り予防保全型の維持管理を行うこととしております。

なお、これらの老朽化対策を進めるため、各施設の状態を定期的に把握する必要があることから、その所要額を令和 6 年度当初予算案に公共施設総点検業務として予算計上しているところであります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長（西島豊広） 1 点目の四つ目の外壁改修工事の進捗状況と見通しについてでありますけれども、この外壁改修工事につきましては、昭和 61 年以降に建築しました町営二戸一住宅の 47 戸が建築後 30 年経過し、ところどころ経年による外壁の劣化が見られてきたことから、令和 3 年

度から令和6年度にかけ、計画的に住宅の外壁の改修を行い、住環境の向上を図っているところであります。

令和3年度は浜田、扇畑地区の住宅10戸、令和4年度は下赤田、扇畑地区の住宅16戸、令和5年度は南溝地区の住宅11戸の改修が完了しておりまして、令和6年度に残る南溝地区の10戸の工事を実施し、予定していた箇所のを完了することとしております。

次に、民間住宅の外壁塗装に対する助成金支給の近隣自治体の取組状況と、本町での助成金導入についての考え方につきましては、近隣自治体に確認したところ、外壁塗装に対して助成金を支給する取組をしている自治体はなく、また、あくまでも民間住宅の外壁塗装は個人の財産における維持管理の範疇であり、個人で負担していただくことが原則であると考えており、本町といましては、現時点で助成金導入については考えておりません。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 2点目の「5歳児健診」の導入についてですが、一つ目の近隣自治体での「5歳児健診」の実施状況と主な検診内容につきましては、まず実施状況ですが、京都府に確認しましたところ、現時点では府内の市町村において、国の示す「5歳児健診」の同内容の健診は実施されていないとのことでありました。次に、健診の内容は、国の実施要綱によりますと、検査項目は身体発育状況、栄養状態、精神発達の状況、言語障がいの有無、育児上問題となる事項、その他の疾病及び異常の有無と定められており、実施する担当者は幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者などであり、集団健診により行うこととされております。

二つ目の「5歳児健診」で国が助成対象としている条件及び助成金額につきましては、助成対象の条件は、さきの要綱に定める内容での実施であり、助成額は幼児1人当たり3,000円を補助対象とし、その2分の1を助成するというものであります。

三つ目の「5歳児健診」導入の本町の考え方につきましては、現在、町内の5歳児については約85%が保育園に通園している状況であり、各保育園に保健師や公認心理師等が巡回訪問を行い、1歳の段階から観察を開始し、発達に課題があると思われる幼児に対しては、必要に応じて発達検査による

スクリーニングを実施し、医療や療育につなげるなどの支援を進めるとともに、円滑な就学につながるよう各小学校や各保育園、保健センターの関係者等で連携を図っているところではありますが、国の示す「５歳児健診」は医師の内科的診断も含めた総合的な健診となっており、より一層、適切な発達状況の把握ができるものと思われるため、現在、国が作成を進めている実施マニュアルが発出後、実施に向けて検討・調整を進めてまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

９番（岡田久雄） 何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、学校施設等における老朽化対策の件ですけれども、井手小学校、多賀小学校、泉ヶ丘中学校のこの３校の築年数は今年で何年ぐらいになるのでしょうか。

４０年程度とされている校舎の耐用年数を長寿命化、改良工事によって何年程度延長することができるのか。また、国は何年ぐらい延長できるかということを考えているのか。１点目、お聞きします。

それと、本町では令和３年３月に「学校施設等長寿命化計画」が策定されていますが、制定後、現在までに新たな問題や早期に対応しなければならないようなことが起きているのかお聞きします。

また、本町での校舎等の安全点検は毎年されているのか。何年かに一度されているのか。また、学校等庁舎の点検を国から義務づけられているのか、その辺をお聞きします。

３点目は、町営住宅の件ですけれども、外壁塗装について、環境に優しいエコな塗料があるというように聞いていますが、本町の住宅等の外壁塗装については、どのような塗料を利用されているのかお聞きします。

小・中学校の外壁塗装、一部されているみたいなんですけれども、あとに残る部分は令和７年までにされるということで、それ以後、延びるということはないのでしょうか。再度答弁を求めます。

「５歳児健診」の導入についてですけれども、国の方針を「５歳児健診」は必要だということで、各自治体に補助金まで出してやるように進めているわけでございます。本町においてそれを導入するには、いろんな課題を克服

しなければならないというようなことがあると思いますが、さっきもちろっと聞いたけど、もう一度詳しくどんなことを調整しなくてはいけないかということをお聞きします。

2点目には、今までに3歳児健診や就学児健診等々、また1歳半健診などで軽度の所見が見つかった場合、保育園の先生が見ていろんな療育につなげていくというような話でありましたけれども、そういう子どもの保護者は本当に心配でたまらない。府のそういうステップにつなげて、物すごい時間、半年以上かかるなど、そういうことがあるんですけれども、その間、本町ではどのように保護者に対応を今までされてきたのか。また、保護者への、子どもとどういうふうに向き合ってほしいなどという、そういう子どもをこういうふうに指導していただきたい、守ってやりたいなどという保護者に対する対応も必要であるというように思いますが、その対応はどのようにされてきたのか、その点をお伺いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） まず、3校の築年数についてでございますが、井手小学校の南校舎、こちら築42年、北校舎が24年、体育館が28年でございます。多賀小学校が、管理棟、職員室がある棟ですけど、こちらが42年、教室棟が42年、北校舎が48年、体育館が27年でございます。泉ヶ丘中学校、本校舎が60年、中校舎が36年、南校舎が44年、北校舎が49年、体育館が15年でございます。

続いて、何年程度延長、施設を延命できるかということにつきましては、文部科学省が学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書で示しておりまして、鉄筋コンクリート造りの学校施設の法定の耐用年数は47年でございますが、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合には70年から80年程度、さらに技術的には100年以上もたせるような長寿命化が可能であるというふうに示されております。

次に、点検であります。学校の方では日常的に点検をしておりまして、その点検に際しては、文部科学省が学校施設の点検のために策定された学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックを基に実施しております。その際、対策が必要なものがございましたらその都度改善を行い、必要に応じて専門

家にも指導を受けているところでございます。

こちらの法的なことにつきましては、学校保健安全法の方で、日常点検、また臨時の点検、これは必要があるときなんですけど、あとまた定期の点検として学期に1回以上、毎月1回以上という形で細かく示されております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長(西島豊広) ご質問にお答えいたします。

外壁改修で使用している塗料についてでありますけども、水性アクリルシリコン樹脂塗料というものを使用しております。水性塗料につきましては、油性塗料に比べまして、大気汚染の原因である揮発性有機化合物、主にシンナーなどの使用をしないため、人体や環境への悪影響も最小限に抑えられることから、近年では水性塗料が推奨されております。

また、この塗料につきましては、室内で約3度の遮熱効果、約15%の節電効果が認められまして、塗装するだけで遮熱、省エネの効果があります。太陽熱を反射させ、温度の上昇を防ぎ、さらに冷房費の節減に役立つことから、外壁改修工事の塗料として採用しているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 「5歳児健診」に向けた課題といたしましては、医師や健診スタッフの確保という問題があります。「5歳児健診」は議員ご指摘のとおり、発達に課題のある子どもを早期に発見する、支援をするということでございますけれども、健診の内容でございますけれども、町内の内科医師による健診でいいのか、小児科の医師でないと駄目なのかなど、その辺、また国の方のマニュアルが発出後、検討、調整する必要があるというところでございます。

次に、例えば3歳児健診などで発達の障がいがあるというふうに判断された方に対しましては、健診の場では、健診で確認できたことを保護者の方に伝えているところでございます。先ほどお答えしたとおり、多くの子どもが保育園に通っておられますので、次の例えば保育園での巡回訪問など、そういうときに子どもの様子を見るということを伝えまして、巡回訪問では、集

団の中でどのように対応できるかという視点で、保健師や公認心理師等が確認、観察させていただいています。それでもやはり課題があるというふうに確認できた子どもに対しては、保護者に公認心理師による詳細な発達検査を実施することを提案して、実施後、必要に応じて医療であるとか療育につなげるということもしております。

保護者の方に対する指導ということでございますけれども、健診時や発達検査の場でも、保健師なり公認心理師の方から幼児の対応についても含めて助言しているところでございますし、また、その後も保健センターの保健師が電話での相談、また来訪による相談に乗るなど、継続した対応をしているところでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9 番（岡田久雄） 最後に要望させていただきたいと思います。

学校施設等の安心・安全の確保は現在、耐震化が一定終了しました。これからは建て替えを含め、長寿命化の推進に変わっていきます。老朽化で児童・生徒の安全を脅かす事故等が全国で1年間に2万件以上発生している現状があります。学校は子どもたちが長く過ごすだけではなく、災害時には地域住民の避難所にもなります。本町におきましても、学校施設等の安全点検を含め、計画的にされているということでございますので、長寿命化に対ししっかりと今後とも取り組んでいただきたいことを要望します。

また、「5歳児健診」については、今までは各自治体で「5歳児健診」ということではなかったかと思いますが、全国的に実施する自治体もありますし、実施しない自治体もあって、ばらつきがありました。国はそんなことで今後「5歳児健診」を導入するように進めているわけでございます。

「5歳児健診」の導入で、本町におきましても発達障がいをいち早く発見していただき、適切な支援や養育におつなぎできれば、多くの子どもたちが通常学級で問題なく学べるということですから、国は全国での導入を、先ほど言いましたように、今年から助成を行っているわけでございます。本町におきましても、導入にはいろんな課題をクリアしなければならないことが多々あると思いますが、国がガイドラインを示した後は一刻も早く導入していた

だき、子どもたちの成長に悩んでいる保護者にしっかりと寄り添っていただきますように、また、子育て支援トップクラスの本町におきましては、ぜひとも導入をよろしく願いして、私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 7 番、脇本尚憲です。

通告に基づき、大きく 2 点質問させていただきます。

1、減災対策に向けた耐震診断・耐震改修の取組。

本年 1 月 1 日午後 4 時 10 分、石川県能登半島で最大震度 7 の揺れを観測する地震が発生しました。地震の規模を示すマグニチュードは 7.6 と、阪神・淡路大震災や熊本地震の際のマグニチュード 7.3 をしのぐ規模の地震となりました。

この「令和 6 年能登半島地震」の特徴は、木造家屋に大きなダメージを与える周期 1 秒から 2 秒の揺れが強かったことが分かっており、石川県では 5 万棟を超える住宅被害があり、死者は 240 人以上となっており、死因の多くは家屋の倒壊による圧死と見られています。

本町においては、既に耐震診断・耐震改修費用の一部補助の取組を積極的に行われておられますが、地震発生時に家屋が倒壊しないように、平時から耐震補強や耐震改修を行っておくことが、減災対策における必要性が高いことが分かります。

そこで質問します。

①本町において、耐震診断・耐震改修の対象となる昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造家屋のおよその戸数は。

②本町における耐震診断・耐震改修・簡易改修・耐震シェルターのこれまでの申請状況と補助件数は。

③対象家屋の耐震診断をさらに推進すれば、倒壊する可能性のある家屋数が把握でき、減災対策や避難所計画を作成するための資料となると思われますが、本町の考えは。

④今後新たに取り組む防災・減災対策について、本町の考えは。

大きく 2 番、避難所生活を想定した防災訓練の実施。

能登半島地震の発生からおよそ 1 か月が経過した後も、道路、水道、電力

といったインフラやライフラインは壊滅的な被害を受けて復旧が進まず、2月1日現在、1.4万人以上が避難所に身を寄せています。

もし、本町で同規模の地震が発生した場合、被災した方々は、生活再建のために当分の間、避難所での生活を余儀なくされます。

本町で避難所が開設される小・中学校、公民館、福祉施設などでは、集団での生活を送ることとなり、他の自治体の避難所生活をされた方のアンケート調査によりますと、トイレの問題、音や臭いの問題、睡眠やプライバシー確保の問題といったものが挙げられていることが多く、平時から避難所での生活を想定した訓練や体験も必要だと考えます。

そこで質問します。

①自主防災組織と避難所における連携について本町の考えは。

②避難所における女性や妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、ペットへの対応について、本町の考えは。

③災害時の避難所生活に住民が適応できるよう、防災訓練の一つとして避難所の開設や避難所生活の体験などを取り組む考えは。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、1点目の四つ目についてお答えをいたします。

近年、想像もつかないような自然災害が各地で発生しております。本年元日にも石川県能登地方を震源とする震度7の能登半島地震が発生し、多くの方々の尊い命が奪われるとともに、今もなお避難所での生活を余儀なくされている方々が約1万1,000人、さらに給水や道路の復旧等も長時間を要する状況を目の当たりにし、自然の猛威の恐ろしさを痛感するとともに、防災・減災対策への取組の重要性を再認識したところであります。

そのようなことから、令和6年度当初予算案には、地域住民の方々の生命・身体・財産を守るための防災・減災対策にも重点を置いておりまして、具体的には、災害時に避難所となる二つの小学校体育館への空調設備設置に向けた検討・設計業務や同報系防災行政無線を活用した防災訓練の実施、木造住宅耐震改修費補助金の拡充、給水タンクの購入、防災広場整備、地域防災計画やハザードマップの更新などに所要額を計上いたしております。

また、本町では、これまで防災・減災対策につきましては、総務課の所掌事務として取り組んでまいりましたが、防災・減災対策はもとより、消防や防犯、交通安全対策などの事務も含め、さらに充実した取組が推進できるよう、独立した「安心・安全推進課」を設置することとし、今次定例会にて井手町組織条例の一部改正を提案させていただいておりました、地域住民の方々や自主防災組織、消防団などの関係機関と行政とが一体となった、さらなる防災・減災対策を目指し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 1点目の一つ目の耐震診断・耐震改修の補助対象となる昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の戸数につきましては、対象戸数として把握はしておりませんが、固定資産税の令和5年度課税ベースの資料によると、昭和56年以前に建築された木造住宅は町内で1,580棟であります。

二つ目のこれまでの申請状況と補助件数につきましては、耐震シェルターを除いて、年度により変動はありますが、年間数件程度で推移しており、申請及び補助件数としましては、令和5年度までに耐震診断が72件、耐震改修が22件、簡易耐震改修が5件、耐震シェルターがゼロ件であります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 三つ目の耐震診断の推進により倒壊する家屋の可能性を把握でき、減災対策や避難計画を作成するための資料になると思われるが、本町の考えにつきましては、まず、平成20年に京都府が公表した地震の被害想定において、本町では奈良盆地東縁断層帯の地震が発生した場合に最も大きな被害が想定されており、倒壊家屋として全壊1,740棟、半壊1,620棟となっており、それらの数値等を根拠として京都府において公的備蓄の考え方が示され、それに基づき本町においても必要な備蓄物資を保存するとともに、昨年10月には、災害が発生した場合に、町内をはじめ周辺地域において、いち早く支援物資が届くよう、新庁舎敷地南側に日本赤十字社京都府支部の防災倉庫設置の協力をしてきたところであります。

また、耐震診断をさらに推進することで、ご自身の家屋の強度の把握によ

り、震災時の避難スペースの確認や避難行動の迅速化が図ることができ、ひいては生命・身体・財産を守ることとなり、防災・減災につながるものと考えております。

一方、本町としては倒壊する可能性が高いエリアを把握できることから、避難経路などの避難計画を検討する上で有効なものであると考えております。

2点目の避難所生活を想定した防災訓練の実施についてであります。一つ目の自主防災組織との避難所における連携につきましては、これまでから河川堤防の決壊のおそれや河川水位の上昇、土砂災害警戒情報による避難情報を発令した際には、要配慮者宅をはじめ、危険と思われる区域に在宅されていた方々に対し、避難するよう、自主防災組織と消防団が手分けして各戸を回っていただくとともに、避難所において避難者の把握をしていただくなど、大変重要な役割を果たしていただいていた状況であります。

このような状況の中、今回の能登半島地震において、石川県に派遣した本町職員の報告によりますと、派遣先の避難所では、食事の手配や健康管理、防犯面など、非常にうまく運営されており、地域を熟知されている地元自治会の方々が主体的に運営されていることが大きな要素であるとのことから、行政からの支援はもちろんのことですが、地域を熟知されておられる自主防災組織が主体となり消防団や関係機関と連携した避難所運営が可能かどうかも含めて、地元のご意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

二つ目の避難所における女性や妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、ペットへの対応につきましては、女性や妊産婦、乳幼児には、女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置や女性による女性用下着の配布や避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めることとしております。また、高齢者や障がいのある方には、必要に応じて別室にて待機していただいたり、避難が長期間に見込まれる場合には、京都府との連携の下に、老人福祉施設や障がい福祉施設等の利用を勧めるとともに、入所施設等について京都府と調整することとなっております。ペットにつきましては、一緒に避難されてきた場合には、他の避難者のアレルギー等を考慮して別室や別スペースにて同伴避難していただくこととしております。

三つ目の防災訓練の一つとして避難所の開設や避難生活の体験などを取り組む考えにつきましては、能登半島地震で分かりますように、一たび巨大地震が発生すれば、水道や電気などのライフラインが寸断され、食料等も不足

し、さらに住み慣れた住宅の倒壊により、突如として避難所生活が余儀なくされることから、避難所の開設や避難生活の体験により、その状況を体感したり対処法を学習したりすることで、有事の際にはパニックにならず冷静に行動できることにつながるとともに、防災・減災意識の高揚や充実が図れるものと考えておりますので、近隣自治体の先進事例などを参考にしながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 再質問、1 点だけさせてください。

まず、ペットなんですけども、ペットにつきましては、今までの避難所開設の中でそういった受入れ実績があるかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ペットの同伴避難の関係でございますけれども、前例としまして、旧山吹ふれあいセンターの方にペット、犬を連れて避難されて来られた方がおられました。別に避難者の方がおられたんですけれども、具体的に申しますと、ペットを連れておられない方については集会室、2 階のところに行っていただきまして、ペットを連れて同伴避難していた方につきましては入ったロビーのところで待機をするということで、離れて、別スペースで待機をしていただいたという事例がございますので、今後、ペットの数にもよりますけれども、極力そういう分けられるところ、もしくはほかの市町村の例で聞きますと、ペットだけを別室で、同じ建物の中で、ペットだけで数が多ければ置くということも、いろいろそういうようなことを想定されておられますので、その辺は実態に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 要望としてお伝えしたいと思います。

ペットにつきましては、以前の質問でも私、させていただいたときに、令

和5年2月現在で、本町には592頭の登録されている飼い犬がいると答弁いただきました。そのときも説明させていただきましたが、現在は昔のような番犬といった位置づけではなく、室内で共に生活を送る家族の一員として扱われていると。ペットがそういうふうなことで扱われているということもありますので、災害時に、ペットだけではないんですけども、社会的弱者の方が避難が必要というときに、その受入れ態勢を理由に避難を行わないであとか避難が遅れるということがないように、今後も充実した受入れ体制をしていただきますよう要望して質問を終わります。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。13時50分まで。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 1時50分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 5番、田中保美です。

それでは、私の方から通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず、1点目ではありますが、図書館運営事業についてであります。新山吹ふれあいセンターへ移転後の図書館は、木材が使用されていることから、とても落ち着いた雰囲気、児童書と一般書のエリアが分けられ、閲覧カウンターが設置されるなど、幅広い年代の方が読書を楽しむための環境が整備されており、より多くの方々に利用されるようになったとお聞きします。

今後も生涯学習の拠点である図書館の利便性や快適性の向上が、住民の自主的な生涯学習活動の促進につながっていくのではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①図書館移転後の住民1人当たりの貸出冊数は。また、旧山吹ふれあいセンターのときの貸出冊数と比較すると、変化はあるのか。

②現在の図書館運営事業の主な取組はどのようなものがあるのか。

そして2点目ではありますが、住民の健康づくりについてであります。

住民の健康づくりにおいては、現在保健センターを中心に、母子保健、成人・高齢者保健などの諸事業や各種健（検）診が展開されており、住民の健

康増進や疾病予防、介護予防、医療や福祉分野との連携につながっています。今後も、高齢化社会においていかに健康に長生きをするか。国民の健康に対する関心が年々高まる中、人間ドックの受診など、住民が自発的に健康づくりについて考え、生活習慣の向上や改善に向けて行動するためには、幅広い年代の健康づくりに対するきめ細かな支援事業や費用助成に取り組むことが大変重要であると考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①本町において、住民を対象とした各種健（検）診は、現在どのようなものが実施されているのか。

②本町における直近での人間ドック受診費用助成の実績は。

③三大成人病の一つである脳卒中の予防につながるにもかかわらず、保険診療外となっている「脳ドック」に対し、その高額な受診費用の一部を助成する自治体が増えてきていますが、この助成制度導入について、町の考えは。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の図書館運営事業についてであります。一つ目の図書館移転後の住民1人当たりの貸出冊数につきましては、令和6年2月末現在、約5.03点であります。令和5年3月末の住民1人当たりの貸出冊数は約4.89点でありまして、令和5年6月12日から7月17日のおよそ1か月間の休館を行っていたものの、現時点で昨年度を若干上回っており、今年度につきましては、3月の開館が残っておりますので、1人当たりの貸出冊数はさらに増加するものではと考えております。

二つ目の現在の図書館運営事業の主な取組につきましては、子どもの読書活動を推進する取組としての「読み聞かせ事業」、「絵本の贈呈事業」、利用者の利便性の向上と図書館利用の促進を図る取組としての「出張貸出拡張事業」が挙げられます。

「読み聞かせ事業」では、月1回の朗読ボランティア「ふれあい」による「ワクワクドキドキおはなしの時間」や、年4回の職員による「季節のおはなし会」など、親子で絵本や紙芝居を楽しみ、読書活動を促す取組を行って

おります。「ワクワクドキドキおはなしの時間」は、旧図書館においては「親子で楽しむ紙しばい」として紙芝居の読み聞かせをしていたのですが、読み聞かせ場所となる絵本コーナーから一般書の読書机までの距離が近いため、周りに配慮が必要でありました。移転後の新図書館では、児童書エリアと一般書エリアに距離があるため、読み聞かせの声や音が一般書の利用者まで届くことはほばないことから、参加型の紙芝居や手遊び歌など従来ではできなかったような様々な内容の読み聞かせを行う「ワクワクドキドキおはなしの時間」に変更をしております。

「絵本の贈呈事業」は、幼児期から本に親しむ習慣をつけるため、町内在住の1歳から3歳までの子どもを対象に絵本を贈呈している事業で、70種を超える絵本から好きなものを一つ選ぶことができ、3年間で3冊の絵本を受け取ることができます。単に絵本をプレゼントするだけでなく、絵本の楽しみ方や読み方などを学ぶことができる動画を視聴していただくことで、保護者が読書活動に興味を持ち、子どもとの読書時間が豊かになるよう働きかけております。

「出張貸出拡張事業」では、利用者のニーズに合わせ、図書館本館から賀泉苑と玉泉苑に幅広い種類の図書を持っていき、図書館まで行かなくても気軽に図書を借りられるよう、利用者の利便性の向上と利用促進を図っております。さらに、令和3年度からは、おもちゃ図書館での実施に合わせ、子育て世代向けにも出張貸出しを行っております。

このように、子どもの読書活動を通じて「子育て環境の充実」に寄与するとともに、「出張貸出拡張事業」をはじめ、夏の水害展・平和展などの季節に合わせた企画展示、秋の読書週間などを通して、様々な層の住民にアプローチし、利用の拡大を図っているところであります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 2点目の住民の健康づくりについてですが、一つ目の本町において住民を対象とした各種健（検）診は現在どのようなものが実施されているのかにつきましては、各種健康診査といたしまして、妊産婦や子ども、成人の方を対象とした健康診査と、特定の疾病の検診といたしまして、各種がん検診等を実施しております。

妊産婦の方の健康診査としては「妊産婦健康診査」、子どもの健康診査とし

ては「新生児聴覚検査」、生後３か月から５か月児に行う「乳児健康診査」、「１歳６か月児健康診査」、「２歳６か月児歯科健康診査」、「３歳児健康診査」、成人の方の健康診査としては、職場などにおいて検診を受ける機会がない２０歳から３９歳までの方を対象とする「二十歳からの健康診査」、４０歳以上の国民健康保険の被保険者の方を対象とする「特定健康診査」、後期高齢者の方を対象とする「後期高齢者健康診査」、生活保護を受給中の４０歳以上の方を対象とする「生活習慣病予防健診」、がん検診としては、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん検診、その他の検診として、肝炎の主な原因である肝炎ウイルスの感染を調べる「肝炎ウイルス検診」を行っております。

なお、令和６年度から、乳児のお子さんを対象とした「１か月児健康診査」を実施するため、来年度当初予算案に計上し、本定例会にお諮りしているところであります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 二つ目の直近での人間ドック受診費用助成の実績につきましては、国民健康保険では、令和３年度で５４人、令和４年度で５２人、令和５年度で４９人となっており、後期高齢者医療では、令和３年度で２０人、令和４年度で２３人、令和５年度で２９人となっております。

三つ目の脳ドックに対する助成制度導入についての本町の考えにつきましては、国民健康保険につきましては、令和２年度からようやく黒字となり、何とか国保会計で賄えるようになってきたところではありますが、令和元年度まで財政状況は大変厳しく、赤字が見込まれれば一般会計からの法定外繰入れにより補填し対応してきたところであり、今後の医療費動向によって財政状況は大きく変動することから、今後の国保会計の歳入歳出の動向を見極めながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

後期高齢者医療では、脳ドックの受診費用助成を実施している市町村は少なく、現時点では導入は考えておりません。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

５番（田中保美） 再質問させていただきます。

1 点目の図書館運営事業ですが、紙芝居や読み聞かせなどの読書活動が行われるということですが、今後は新たに整備された環境の下でどのような図書館運営を目指していくのか、お考えをお聞かせください。

そして、2 点目の住民の健康づくりですが、これについても様々な健康診査などが行われるということですが、住民一人一人が生き生きと暮らせるために、健康づくりの取組を今後どのように進めていかれるのかをお聞かせください。お願いします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） ただいまの図書館についてのご質問でございますが、現在実施している事業を継続、かつ内容の見直しを行いながらさらに充実させるとともに、あらゆる世代の方に興味関心を持っていただき、たくさんの方に触れ合えるような事業を展開していきたいと考えております。

現在、学習や仕事などを行うことのできる自習席を設け、そこでの水分補給を可とするなど、新しい利用の仕方も模索しております。図書館は読書だけをすることという旧来のイメージから、人が集まり、楽しみや学びを深める場所として、様々な取組に挑戦してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 健康についての取組でございますけれども、本町では令和3年度に「みんながふれあい、いきいきとした健康なまちづくり」を基本理念としました井手町すこやかプラン（第2次井手町健康増進計画）を策定いたしました。計画の中では、健康的な生活習慣の実践でありますとか、生活習慣病の予防のために住民の方々が食であったり、運動であったり、健康管理に気をつけながら、循環器疾患、糖尿病、がんなどにならないような生活習慣を実践していただいて、各種検診によって早期に病気を発見していただいて、早期治療に取り組んでいただけるような様々な取組を推進しているところでございます。

大きな柱としましては、やはり特定健診をはじめとした各種健康診査とがん検診の実施であり、住民の一人一人が各種健康診査やがん検診を受診していただいて、健康づくりに取り組んでいただけるよう、啓発などを行って、各種健康診査と、がん検診の受診率の向上に努めてまいりたいというふうに

考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

木村健太議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1 番（木村健太） 1 番、木村健太です。

通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

山城多賀駅前商業施設開業に伴う「I D E C A」の今後の運用について。

2 月 5 日に行われた行政報告会で、社会福祉協議会より令和 5 年 4 月から 1 年間かけて試験運行を行っている移動支援「I D E C A」の利用状況等について報告を受けました。「I D E C A」を利用される方々の目的地は、医療機関や金融機関、役場や駅など、様々な場所への移動が多く、順調に利用者数も増えているとのことですが、本年夏に、山城多賀駅前の商業施設、「イデフル」が開業となれば、さらに利用者数が増加することが予想されます。

事前に利用のメンバー登録を行い、利用日の 1 か月前から前日の正午までに電話で予約を行えば、「送迎サービス」の利用が可能なおことから、現在「I D E C A」を利用されている方々からは、大変便利でありがたいとの声をお聞きしますが、その一方で、さらなる利便性向上を求める声も耳にします。

そこで質問します。

①試験運行期間中は、週 3 回の運行となっていますが、山城多賀駅前商業施設開業後は、運行日の追加や車両を増台する予定はあるのか。

②また、試験運行の結果を受けて、運行日や車両以外に、令和 6 年度より新たに改善される点はあるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 木村健太議員のご質問にお答えいたします。

山城多賀駅前商業施設開業に伴う「I D E C A」の今後の運用についてありますが、一つ目の運行日の追加や車両の増台につきましては、「I D E C A」の実施主体である井手町社会福祉協議会からは、商業施設の開業前となる令和 6 年 4 月より本格運行を開始し、本年度の実証運行で得られたニーズ等を踏まえ、運行日は、現行の火曜日、木曜日、金曜日に水曜日を加えた週

4日とし、車両については、専用車両1台を増設して、2台体制とし、引き続き社会福祉協議会の車両も併用した運行を行う旨、聞いているところであります。

二つ目の運行日や車両以外に新たに改善される点につきましては、社会福祉協議会からは、現在の実証運行において配車が集中した場合は、社会福祉協議会の職員が急遽本来業務を調整して車両の運転をするなどの応援体制により対応していることから、今後増加が見込まれる運行予約の対応や予約状況に応じた安定的かつ円滑な運行ができるよう、予約・配車に専従する職員の配置と運転員1名を増員する等、運営体制の充実を図ると聞いているところであります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1番（木村健太） 再質問させていただきます。

社会福祉協議会の事業だとは思いますが、試験運行期間中、実施主体として、社会福祉協議会が高齢者の方々が利用しやすいように何か工夫された点はあるのでしょうか。

二つ目、1年間の試験運行を通して、社会福祉協議会が持たれた感想や考えは。

以上、把握されていたら答弁よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 一つ目の社会福祉協議会の方が工夫している点でございますけれども、聞いている内容といたしまして、事前予約で運行しておりますので、予約をする際、希望する時間帯が既に埋まっている場合であったとしても、機械的に予約を断るのではなく、空いている時間を示して、そこで利用を提案するなど、丁寧に、断らないように対応することを心がけているということを聞いております。

また、登録はしているんですけれども、利用されていない高齢者の方に対して、電話などでなぜ利用されていないのかという理由も聞き取りをされておりまして、そういった聞き取りから、利用されていない理由が、帰りの予約方法が分からないなど、予約方法に関することでありましたら、その

やり方を伝えて、利用につながっているということも聞いておりました、そういった高齢者の方に対するフォローをしっかりとされているということ聞いております。

また、１年間実証運行を通して、感想なんですけれども、社会福祉協議会は運行を通しまして、利用されている方の声として、移動手段がないため家に閉じ籠もっていたけれども、「ＩＤＥＣＡ」を利用することでいろんな事業に参加できるようになったということをとくさん聞いております。

当初、社会福祉協議会の方も「ＩＤＥＣＡ」の運行は、高齢者の方を目的地まで移送するだけの移動支援という認識がありましたが、そういった利用者の声を聞くことで、この「ＩＤＥＣＡ」の運行が高齢者の方が外出するきっかけになっていたり、また生きがいくつにつながっているということを社会福祉協議会の方は感じていると聞いております。

また、運営面にいたしましても、事前予約でされておりますので、必要なときに運行をしておりますので、効率的な体制で運営ができていますのではないかと思っているということ聞いております。

以上です。

議長（奥田俊夫） 再質問はございませんか。

次に、日程第５、議案第１４号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） それでは、議案第１４号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第２４４条の２、第６項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町野外活動センター。指定管理者、京都府城陽市寺田南中芝８０番地、公益財団法人青少年野外活動総合センター、代表理事、田口博康。指定の期間、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日。

なお、公益財団法人青少年野外活動総合センターは、大正池グリーンパークにおいて、平成３１年４月から現在まで指定管理者として運営されており、

他の施設においても城陽市にある友愛の丘を運営し、京都府立木津川運動公園の指定管理者でもあります。

この５年間では、コロナ禍で非常に困難な運営でありましたが、これまでの経験と他の同様施設の運営ノウハウを生かしながら、利用者へのサービスの維持向上を図り、運営されてきたところであります。

指定機関の運営内容等について、指定管理者審査委員会にて審査したところ、適正に管理されており、次期指定管理者として継続し、再指定することが妥当と判断し、井手町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、公益財団法人青少年野外活動総合センターを指定管理者に選定しましたので、議会の選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第１４号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第１４号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第１４号は同意することに決定しました。

次に、日程第６、議案第１５号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　それでは、議案第１５号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第２４４条の２、第６項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町共同浴場。指定管理者、京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下４９番地の１、井手町共同浴場管理運営委員会委員長、上島勝廣。指定の期間、令和６年４月１日から令和９年３月３１日。

なお、本施設の管理運営につきましては、平成１８年５月開所当時から指定管理委託による管理を行っており、井手町共同浴場管理運営委員会については平成１８年５月１日から令和６年３月３１日までの６期、約１８年間、指定管理者として指定しているところであります。

本施設は、日常生活に密着したサービスを提供できる場であり、令和４年度では約２万２，０００人が利用されており、地域に根差した住民の憩いと交流の場になっております。これまでの運営実績を分析すると、井手町共同浴場管理運営委員会は、浴場の運営経験や地元雇用の促進、緊急時の対策、継続性などを適正に管理運営されており、引き続き、指定管理者として選任することで、当該施設の適正な管理と効率的な事業運営が見込まれます。

また、社会福祉の向上並びに保健衛生の確保が図れることなど、総合的に判断し、井手町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、指定管理者の選定をしましたので、議会の選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第１５号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第１５号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手多数です。したがって、議案第１５号は同意することに決定しました。

次に、日程第７、議案第２８号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子）　それでは、議案第２８号、工事請負契約について同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

旧井手町山吹ふれあいセンター解体工事について、下記のとおり工事請負契約をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または

処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、5社教工第1号、旧井手町山吹ふれあいセンター解体工事。2、契約金額、金6,983万2,400円、うち取引に係る消費税額、金634万8,400円。3、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪44番地の5、株式会社森島土木、代表取締役、森島英之氏。4、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の工事請負契約につきましては、旧井手町山吹ふれあいセンターを解体するものでありまして、工期につきましては、令和6年10月31日を予定しております。

入札の概要であります。入札参加者は7者、予定価格は税抜で7,054万円、調査基準価格は税抜6,433万円、失格基準価格は税抜で6,304万3,000円、落札金額は税抜で6,348万4,000円、落札率は90%であり、調査基準価格以下でありましたので、低入札価格調査のヒアリングを実施し、問題がないことを確認しております。

他の入札者の入札金額につきましては、西田建設株式会社が税抜で6,388万円、株式会社松輝が税抜で6,400万円、中和建設株式会社が税抜で6,446万円、株式会社巖建設工業が税抜で6,489万7,000円、株式会社ヤマダが税抜で6,247万円、株式会社田中組が税抜で6,247万6,000円であります。

以上、簡単でございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 入札の経過は今、説明していただいてよく分かったんですが、屋上に望遠鏡の施設がありますよね。あれは解体となるのか、例えばオークションにかけたりして、そういうふうになっているのか、そのことが分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子）　　ただいまのご質問ですが、ドームにつきまして
は移転はしないで解体になりますが、中の望遠鏡につきましては、先日、公
有財産売却一般競争入札、オークションの方を実施いたしまして、落札者が
決定したところであります。

以上です。

議長（奥田俊夫）　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第２８号、工事請負契約について同意を求める件を採決し
ます。

議案第２８号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　　挙手全員です。したがって、議案第２８号は同意するこ
とに決定しました。

次に、日程第８、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　　それでは、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見
を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、下記の者を人権擁護委員とし
て推薦したいので、議会の意見を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、中村育子氏、満６７歳。京都府
綴喜郡井手町、田村喜代一氏、満７０歳。京都府綴喜郡井手町、東五十川澄
子氏、満６５歳。

なお、任期は３年、委員は４名でございまして、他の委員は村田照久氏で
あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第1号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、諮問第1号は意見なしと決定しました。

次に、日程第9、議案第1号、井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第1号、井手町下水道事業の設置等に関する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

井手町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回の制定につきましては、国において今まで任意適用であった下水道事業に対し、地方公営企業法適用、公営企業会計を導入することで、下水道事業の経営、資産状態を把握するよう求められ、これを受けて本町下水道事業は地方公営企業法の財務規定を一部適用し、公営企業会計を導入するため、本条例を制定するものであります。

それでは、1ページをお開き願います。

井手町下水道事業の設置等に関する条例。

井手町下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定する。

第1条、下水道事業の設置の規定であります。

第2条、法の財務規定等の適用の規定であります。

第3条、経営の基本の規定であります。

第4条、重要な資産の取得及び処分の規定であります。

第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除の規定であります。

第6条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の規定であります。

次のページをご覧ください。

第7条、業務状況説明書類の作成の規定であります。

附則であります。

第1項、施行期日でありまして、この条例は令和6年4月1日から施行する。

第2項、井手町公共下水道事業特別会計設置に関する条例の廃止の規定であります。

第3項、井手町公共下水道条例の一部改正の規定であります。

第4項、井手町都市下水路条例の一部改正の規定であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10、議案第2号、井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第2号、井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町組織条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、さらなる防災・減災対策等の充実を図るため、「安心・安全推進課」を設置するとともに、将来のまちづくりを総合的に推進していくために、「地域創生推進室」を「企画財政課」と統合するため、所要の改正をするものであります。

それでは2ページ、新旧対照表をご覧ください。

井手町組織条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。例規ページ数 2 1 1 ページ、第 1 条、課等の設置の規定でありまして、新設課及び削除する室等の組織変更に伴う条文の整備であります。

次に 2 1 1、第 2 条、事務分掌の規定でありまして、同じく組織の見直しに伴う事務分掌の条文の整備でございます。

それでは、1 ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 今回の条例の改正によって地域創生推進室がなくなるということですけど、今までやっていた業務というのはどこが引き継がれたり、どういう形で運用されていくのかというのが一つです。

今回そういうことで総務課の方から防災であるとか消防、防犯の新しい業務、専門のところ引き継ぐということですけども、特にその中で本町として強化していきたいであるとか、まず真っ先に取り組んでいきたいというふうな、もし考えなどがあるようでしたらお答えください。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどの地域創生推進室が統合するということになりますけれども、業務はそのまま企画財政課が引き継ぐ形となっております。というのも、地域創生推進室、8 年ほど課を設置して経過しておりますけれども、今現在は地域創生交付金を基にどういうまちづくりをしていくかという業務を中心に、また担当課が行うまちづくりについて集約したり、国に報告、または補助金をもらったりということをしていたんですけれども、今後は企画財政課がすることになります。というのも、今後、地域創生交付金のみならず起債やほかの補助金など、国や府の支援を活用するとともに、広報などまちづくりの P R 等についても、二つの課を統合することによって横断

的、総合的に業務に取り組むことがさらなるまちづくりの発展につながるといことで今回統合しているということです。業務は基本的には企画財政課が引き継いでいるということになります。

続きまして、安心・安全推進課の関係でございますけれども、先ほど町長からも答弁、挨拶等もありましたけれども、石川県の地震を受けまして、やはり改めて防災・減災対策が必要だと、さらなる対策が必要だということもございますので、防災行政無線を設置して、その防災訓練であるとか、また地域防災計画の見直しである、庁舎も移転しましたので、またそれに基づく避難計画であるとか、そういうようなものについて、まず担当課の方で力を入れていく業務かというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 幾つか質問させていただきます。

条例改正を見ますと、総務課が従来行っていた防災や消防などを独立させた安心・安全推進課に移すという、新たな課をつくるということの提案ですよ。今、説明していただいたのでは、安心・安全推進課のイメージがもうひとつ分からないんです。ただ単に総務課が賄っていたことを別の部署でやるだけだったら、あまり意味がないと思うんです。

新たな課をつくるということは、やはりかなりこのことに力を入れるということだというのは理解しておりますが、今、脇本課長の説明では、もうひとつ具体的にどういうふうになるんだということが分かりにくいので、もう少し考えておられることや、構想があれば教えていただきたいのが一つ目です。

それから二つ目は、その課の職員体制は現時点で何人ぐらい予定されているのか。それから、課長や係長などの役職というのは、どのように考えられておられるのかということを二つ目の質問としてお聞きします。

それから、今の地域創生推進室の仕事は企画財政課の方に行くということです。そうすると、総務課の方の仕事は減るといって失礼ですけども、課題は少なくなるわけですよ。だけど、企画財政課の方は増えるわけですよ。地域創生推進室がやっていたような仕事が入ってくると。そうしますと、人

員配置はどのように考えておられるのかということが次の質問です。

それと地域創生推進室の体制、今度移るわけですけども、そこで、現在の会計年度任用職員は何名おられるかということもお聞きしたいと思います。

私から質問は以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ご質問の件でございます。

今簡単に説明させてもらったんですけども、総務課でどのような仕事ということでおっしゃっていただきまして、具体的に申しますと、例えば警報が出たら夜中に駆けつけたり、行方不明者がおられたら、またそれも夜中に駆けつけたりしております。とはいえ、やはり職員管理のこともございますし、給与の関係、人事の関係がございます。そんなことを各職員と一緒にやってきたんですけども、その辺は管理職が安心・安全、危機管理の関係で業務が傾注できるようにというようにことで、主としてある業務として取り組めるような課ということで、それでまた課員を防災担当として専属で動かせるということでもありますので、私としては今、その業務をやっていますけれども、そこは専属でできるということになりましたら、取り組めることもっと増えてくるでしょうし、充実することになるということは間違いないと考えております。

ですから、消防であったり防災、交通安全もそうですけれども、別のことをやってそちらがおろそかになるということにならないように、もっと充実したものを取り組めるようにということで、専属の安心・安全推進課というものを今回整備すると。ただ防災・減災については、ここまでやったらいいと答えというのは絶対ありませんので、いつまでも取り組まないといけないことだと思っていますので、必要なことであろうということで、今回提案をさせていただいているところでございます。

あと、職員体制でございますけれども、安心・安全推進課の所属職員につきましては、現在、管理職を含めて3名程度で検討しております。いわゆる係長であるとか課長補佐、その辺については、全体の職員配置もございますので、まだどうだということは申し上げられません。

続きまして、地域創生推進室の今現在の体制ですけども、地域創生推進室につきましては、管理職が1名、所属の職員が、正職員が2名、それと会

計年度任用職員が４名という体制で行っております。実際、今現在検討しておりますのは、そのまま引き続き企画財政課の方にそのメンバーは、頭数としては加わるということで今のところは考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第２号、井手町組織条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第３号、井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第３号、井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町監査委員条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の条文が追加され、条番号が繰り下がったこと等により、本町の条例において引用している条文を改正するものであります。

それでは、２ページ、新旧対照表をご覧ください。

井手町監査委員条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）でありまして、井手町監査委員条例の一部改正であります。

例規ページ数７１１、第３条の規定でありまして、地方自治法の一部改正

に伴い、条番号の繰下げに伴う条文の整備、及び字句の整備でございます。

続きまして、３ページをご覧ください。

井手町監査委員条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第２条）関係でありまして、井手町水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数３６３１、第５条、議会の同意を要する賠償責任の免除の規定でありまして、同じく地方自治法の一部改正に伴い、条番号の繰下げに伴う条文の整備であります。

では、１ページをご覧ください。

附則であります。

この条例は令和６年４月１日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３号、井手町監査委員条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第３号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議案第４号、井手町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　それでは、議案第４号、井手町会計年度任用職員に対す

る勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回、地方自治法の改正等に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となったことから、関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、3ページ、新旧対照表をご覧ください。

井手町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1011の3、第7条、育児休業している職員の期末手当等の支給の規定でございます。及び下の欄、1011の3、第8条、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の規定でありまして、いずれも地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための条文を整備するものであります。

次のページ、4ページをご覧ください。

井手町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1451、第3条、会計年度任用職員の給与の規定でありまして、先ほどと同じく、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための条文の整備であります。

続きまして、下の欄でございます。新設ですので、ページはございません。今回新たに、フルタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、第14条の2、新規条文の規定を設けるものでございます。

続きまして、例規ページ数1455、第22条、期末手当の規定でありまして、これも同じく地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための条文の整備であります。

続きまして、次ページ、5ページをご覧ください。

中ほど、以下の欄でございます。こちらにも新たに新設する条文でありまして、今回新たにパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給す

るための勤勉手当の規定を設けるものであります。

次に、6 ページをご覧ください。

井手町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条）関係でありまして、井手町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数3642、第11条、宿日直手当の規定でありまして、字句の整備であります。

続きまして、例規ページ数3643、第17条、会計年度任用企業職員の給与の規定でありまして、先ほどと同じく、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給するための条文の整備であります。

それでは、2 ページをご覧ください。

一番最後、附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 幾つかあります。一つだけまず質問させていただきます。

現在、正職員の方が井手町で何人おられるのか。

それから会計年度任用職員の方、これはフルタイムもパートタイムも短時間の方もおられると思うんですけども、いわゆる会計年度任用職員と言われる方は何名おられるか教えてください。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 正職員の人数は少し今、変動がございますのでお待ちください。会計年度任用職員につきましては、今現在、全ての会計年度任用職員を合わせて164名でございます。実質数字でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　　そうしますと、この条例改正、期末勤勉手当を支給すると、会計年度任用職員の方ですね。ページの 4 のところに、パートタイム会計年度任用職員の方も期末勤勉手当が出るわけですが、除くという方がおられますよね。除くというのは、どういう基準ですか。例えば、1 週間当たりの勤務時間数の合計がこれまで達していない方は除かれるということだと理解するんですが、そういうことでいいますと、先ほどお聞きした会計年度任用職員、正規の方がおられるのか分かりませんが、フルタイムで働いておられる方がおられるのかどうか。それから、それ以外はパートタイムというふうになるのかと思うんですが、その人数を教えてください。その中で、フルタイムの方はもちろん期末勤勉手当の対象にそのままなるわけですが、パートタイムで任用されている方は、先ほど言いましたように、1 週間の勤務時間数によって線引きがされると。ここまで達していなかったら期末勤勉手当は出ないというふうに多分なるんですが、これだけでは分かりにくいので、基準の 1 週間の勤務時間は何時間なのかということをお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　まず、勤務時間の関係、払わないというか支給しないという方の勤務時間につきましては、週 20 時間でございます。20 時間以上であれば支給するというところでございます。それと、フルタイム会計年度任用職員につきましては、もちろん例規は整えておりますけれども、本町ではフルタイムの会計年度任用職員はおられません。ゼロです。それで、それ以外の方について今、私申し上げました、例えば 164 名の会計年度任用職員については、全てパートタイム任用職員ということでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　　そうしますと、パートタイムの方は全員、支給対象ではないですね。さっきおっしゃっていましたが 20 時間という線引きがあるわけですから、パートタイムの中で、この条例改正によって、期末勤勉手当が出る方は何名、この線引きに引っかかって期末勤勉手当が出ない方は何名おられますか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどの人数の関係でございますけれども、予算上、これから支払いますので、予算を組んでいるというベースで人数を言わせてもいただきますけれども、今のところを予算で、全ての会計で該当する方というのは119名でございます。ですから、今実数としては164名ですから、おおむね50名程度が20時間未満のパートタイム会計年度任用職員ということになります。予算ベースですので、実際払うのはまた若干の差はあると思いますが、以上でございます。

続いて、正職員の人数でございます。町長、副町長を除く100名、私どもは一般職で100名ということでございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第4号、井手町会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号、城南衛生管理組合規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） それでは、議案第13号、城南衛生管理組合規約の変更についてご説明申し上げます。

城南衛生管理組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自

治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

なお、今回の変更につきましては、城南衛生管理組合の新事務所棟建築により、事務所の移転に伴う規約の変更であります。

それでは、2 ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。

城南衛生管理組合規約の第 4 条、組合の事務所の位置の規定でありまして、「京都府八幡市八幡沢 1 番地」を「京都府宇治市宇治折居 18 番地」に変更するものであります。

1 ページに戻っていただきまして、附則であります。

この規約は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 13 号、城南衛生管理組合規約の変更についてを採決します。

議案第 13 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14、議案第 16 号、令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第 16 号、令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）につきましてご説明申し上げます。

令和５年度井手町一般会計補正予算（第８回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６３５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５億９，２００万３，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

第３条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、「第３表債務負担行為補正」による。

第４条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第４表地方債補正」による。

それでは、３ページをご覧ください。「第２表繰越明許費補正」でございます。

２款総務費、１項総務管理費、事業名、ＪＲ奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金１，５００万円。

２款総務費、３項住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳費６２万円。

２款総務費、３項住民基本台帳費、事業名、戸籍総合システム運用５３９万円。

３款民生費、１項社会福祉費、事業名、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金２，５８８万１，０００円。

３款民生費、２項児童福祉費、事業名、低所得の子育て世帯生活支援給付金６００万円。

４款衛生費、１項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業５５万９，０００円。

８款土木費、２項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業５００万円。

８款土木費、３項河川費、事業名、下排水路改修５，１６０万円。

次のページをご覧ください。「第３表債務負担行為補正」でございます。

井手町共同浴場管理委託、期間、令和６年度から令和８年度まで、限度額２，５３５万円。

都市計画総務費、期間、令和５年度から令和６年度まで、限度額３２０万

円。

次のページをご覧ください。「第4表地方債補正」でございます。

起債の目的、1目土木施設整備事業債、今回250万円を追加し、限度額を2億1,890万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額7億4,338万5,000円、補正額3,671万2,000円、計7億8,009万7,000円であります。

17款財産収入、補正前の額2億3,091万4,000円、補正額348万1,000円、計2億3,439万5,000円であります。

18款寄附金、補正前の額373万円、補正額210万4,000円、計583万4,000円であります。

19款繰入金、補正前の額8億1,274万9,000円、補正額2,843万8,000円の減、計7億8,431万1,000円であります。

22款町債、補正前の額5億3,020万円、補正額250万円、計5億3,270万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額55億7,564万4,000円、補正額1,635万9,000円、計55億9,200万3,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億8,061万8,000円、補正額2,536万8,000円の減、計12億5,525万円、財源内訳といたしまして、その他の552万8,000円、一般財源の3,089万6,000円の減であります。

3款民生費、補正前の額12億3,733万3,000円、補正額3,813万8,000円、計12億7,547万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の3,671万2,000円、その他の5万7,000円、一般財源の136万9,000円であります。

4款衛生費、補正前の額3億7,874万7,000円、補正額305万4,000円、計3億8,180万1,000円、財源内訳といたしまして、

一般財源の３０５万４，０００円であります。

８款土木費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、地方債の２５０万円、一般財源の２５０万円の減であります。

１０款教育費、補正前の額４億７，９１３万８，０００円、補正額５３万５，０００円、計４億７，９６７万３，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の５３万５，０００円であります。

以上、歳出合計、補正前の額５５億７，５６４万４，０００円、補正額１，６３５万９，０００円、計５５億９，２００万３，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の３，６７１万２，０００円、地方債の２５０万円、その他の５５８万５，０００円、一般財源の２，８４３万８，０００円の減であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

７番（脇本尚憲） 私の方からは、１０ページのところです。

住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金につきまして、まずこの目的、また対象となる方の給付世帯数、１世帯の給付金額です。あと、もし今回可決された場合の給付される時期についてお尋ねします。

また、その下の低所得の子育て世帯生活支援給付金も同じように、この給付金の目的と給付の世帯数、１世帯の給付金額、そしてまた給付時期、そしてまたこの給付の場合、私も制度が分からないんですが、両方で給付されるという対象の方がおられるのか。おられたら何世帯あるのかお答えください。

それと１１ページ、新型コロナウイルスの予防接種健康被害給付費というのが上がっておりますが、この文言だけで見ますと、何か予防接種の中で健康被害、トラブルがあったのかと思いますが、この被害があった方の給付件数、もし複数件数あるのであれば、その給付額の内訳、何件あって幾ら給付されたか。また、プライバシーのことになるかと思いますが、具体的な症状としてどういったことが、アレルギーなのか発作なのか、そういったものがあったのか。そして給付費は、どのような形でそのものを給付されたのかお

教えてください。お願いします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

10ページのまず一つ目、井手町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金からご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響等を踏まえ、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業として、住民税均等割のみ課税世帯に対し臨時特別給付金を支給するものであります。

まず対象の件数につきましては、250世帯を予算で見込んでおります。1世帯当たりは全国一律ですので10万円を見込んでおります。

こちらにつきましては、今回こういう均等割のみ課税世帯への給付金というのが初めてになりますので、対象と思われる方に確認書を送らせていただきまして、その中に色々な事項等を記入して返送いただいて、それを確認した上で振り込むということになりますので、支給時期につきましては、プッシュ型で行くよりも若干かかってくるかなということで、今回の予算の繰越しでも上げさせていただいているということでございます。

続きまして、もう1点の方、井手町低所得の子育て世帯生活支援給付金につきましても、趣旨につきましては、国の策定した事業ですので、同様になってまいります。対象世帯といえますか、200人を見込んでおります。

こちらの対象者につきましては、今回の均等割のみの世帯の給付金の方と もう一つ、12月の補正で組ませていただきました非課税世帯等への給付金のご家庭の方であって、つまりその家庭で養育されている18歳以下の児童が対象になってまいります。この児童1人当たりが5万円ということで、振込自体は世帯主への支給になっておりますが、算定上はそうなっております。

こちらにつきましては、まず12月に補正を組ませていただいた分につきましては、一定世帯の口座の情報などが分かっておりますので通知を送らせていただいて、一定期間、受給の拒否等の反応がなければ、その後プッシュ型で振り込むことが可能とされております。均等割のみの課税の世帯の方につきましては、先ほど同様、確認していただく必要等がございますので、その後の振込ということになりますので、若干遅れる可能性もあることから今

回繰越しの予算も組ませていただいているところであります。均等割と子育ての方、両方振り込む世帯が何件かということについては、今現在、世帯では把握しておりません。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費でございますけれども、こちらの方につきましては1件でございます、令和3年度に20代の男性の方がワクチン接種後に体調不良になられまして、医療機関を受診して加療されたということで、新型コロナワクチン接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣が認定され、市町村がその医療費と、医療手当、併せて給付するという事務手続を行うというものでございます。こちらの方、議決いただいた後に支払うということになりますのでよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 先ほどの協本議員の質問に付け加える内容になるんですが、まず住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金、それから子育て世帯生活支援給付金ですが、この支給の基準日がいつなのかということが1点です。

それと、年度途中で例えば家計がすごく激変した場合がひょっとしたらあるかもわからないんですが、そういう家庭への支給というのはあるのかどうか、申請すればいいのかどうかということをお聞きします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

まず基準日ですが、これも全国一律でして、令和5年12月1日となっております。今回の給付金につきましては、家庭の事情、つまり激変緩和等は見込まれておりません。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 11 ページの保健衛生総務費の火葬場使用の補助のところで質問させていただきます。当初予算 429 万円が計上されていたと思います。この 3 月の時点で 58 万 5,000 円というふうに増えているということは、もう既にこの計上された 429 万円は使い切ったといえますか、その上でさらにこの後、3 月期でこれだけ必要と見込んでいるのでしょうか。質問いたします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいまのご質問でございますが、当初予算で 110 件分見込んでおりましたが、2 月の支出まででもう 110 件になりましたので、残りの 1 か月分の 15 件分を見込んで予算計上させていただきました。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 16 号、令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 8 回）を採決します。

議案第 16 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 17 号、令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第 17 号、令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 回）についてご説明申し上げます。

令和 5 年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 8, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 247 万 9, 000 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

それでは、3 ページをお開き願います。「第 2 表繰越明許費補正」であります。

2 款事業費、1 項建設事業費、事業名、配水管整備事業、金額 2, 100 万円。

1 枚めくっていただきまして、裏面でございます。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。3 款財産収入、補正前の額 2 万 3, 000 円、補正額 4 万 8, 000 円。計 7 万 1, 000 円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 6, 243 万 1, 000 円、補正額 4 万 8, 000 円、計 6, 247 万 9, 000 円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款業務費、補正前の額 2, 903 万 4, 000 円、補正額 4 万 8, 000 円、計 2, 908 万 2, 000 円、財源内訳といたしまして、その他の 4 万 8, 000 円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 6, 243 万 1, 000 円、補正額 4 万 8, 000 円、計 6, 247 万 9, 000 円、財源内訳といたしまして、その他の 4 万 8, 000 円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第１７号、令和５年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第４回）を採決します。

議案第１７号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第１８号、令和５年度井手町介護保険特別会計補正予算（第３回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第１８号、令和５年度井手町介護保険特別会計補正予算（第３回）につきましてご説明申し上げます。

令和５年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第３回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８２１万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億９５４万１，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、基金運用益及び繰越金を介護給付費準備基金に積立てを行うための所要額の補正であります。

それでは、3 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。6 款財産収入、補正前の額 3 万 2, 0 0 0 円、補正額 1 万 8, 0 0 0 円、計 5 万円であります。

次に、8 款繰越金、補正前の額 1, 5 5 5 万円、補正額 1, 8 2 0 万円、計 3, 3 7 5 万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 9 億 9, 1 3 2 万 3, 0 0 0 円、補正額 1, 8 2 1 万 8, 0 0 0 円、計 1 0 億 9 5 4 万 1, 0 0 0 円であります。

次に、4 ページをお開きください。

歳出であります。4 款基金積立金、補正前の額 3 万 2, 0 0 0 円、補正額 1, 8 2 1 万 8, 0 0 0 円、計 1, 8 2 5 万円、財源内訳といたしまして、その他の 1 万 8, 0 0 0 円、一般財源の 1, 8 2 0 万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 9 億 9, 1 3 2 万 3, 0 0 0 円、補正額 1, 8 2 1 万 8, 0 0 0 円、計 1 0 億 9 5 4 万 1, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 1 万 8, 0 0 0 円、一般財源の 1, 8 2 0 万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 1 8 号、令和 5 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 3 回）を採決します。

議案第 1 8 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 1 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 7、議案第 1 9 号、令和 5 年度井手町公共下水道事業特別

会計補正予算（第４回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第１９号、令和５年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第４回）についてご説明申し上げます。

令和５年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第４回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４６８万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億１，５５８万４，０００円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条、繰越明許費の補正の規定であります。繰越明許費の追加及び変更は、「第２表繰越明許費補正」による。

第３条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

それでは、３ページをお開き願います。「第２表繰越明許費補正」であります。

２款事業費、１項事業費、事業名、改築更新事業、金額２，８００万円。

２款事業費、１項事業費、事業名、面整備事業、今回１，７００万円を追加し、計２，７００万円とするものであります。

１枚めくっていただきまして、裏面でございます。「第３表地方債補正」であります。

起債の目的、下水道事業債、今回３９０万円を減額し、限度額を１億２，１１０万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。１款使用料及び手数料、補正前の額１億３，１３３万４，０００円、補正額７００万円、計１億３，８３３万４，０００円であります。

３款繰入金、補正前の額２億１，５００万８，０００円、補正額３，２６

4万3,000円の減、計1億8,236万5,000円であります。

4款繰越金、補正前の額1,000円、補正額1,486万2,000円、計1,486万3,000円であります。

6款町債、補正前の額1億2,500万円、補正額390万円の減、計1億2,110万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額5億3,026万5,000円、補正額1,468万1,000円の減、計5億1,558万4,000円であります。

1枚めくっていただきまして、裏面でございます。

歳出であります。1款総務費、補正前の額1億5,362万5,000円、補正額1,076万5,000円の減、計1億4,286万円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,076万5,000円の減であります。

2款事業費、補正前の額1億6,411万5,000円、補正額391万6,000円の減、計1億6,019万9,000円、財源内訳といたしまして、地方債の390万円の減、一般財源の1万6,000円の減であります。

3款公債費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の3,264万3,000円の減、一般財源の3,264万3,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額5億3,026万5,000円、補正額1,468万1,000円の減、計5億1,558万4,000円、財源内訳といたしまして、地方債の390万円の減、その他の3,264万3,000円の減、一般財源の2,186万2,000円あります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 私自身、分かりにくいことがありますので質問させていただきます。

ページでいいますと、3ページです。「第2表繰越明許費補正」ですが、そこに事業名というのが書いてあるんです。その下に、上の表でいいますと改

築更新事業と書いています。それから下でいいますと、面整備事業と書いてあるんですが、具体的にどういう内容なのかということを質問します。

それと、金額が両方とも、2, 800万円、下の方は2, 700万円ととても大きいのですが、予定していたことがまだ完了していないからこういうふうになるのか、その辺りよく分からないので教えていただきたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) ただいまのご質問でございますけども、まず、改築更新事業といたしますのは、マンホール蓋の取替えでありましたりマンホールポンプ場の更新事業でございます。こちらにつきましては、今年度、関係機関等との調整に時間を要しておりますので、全額繰越しをさせていただきたく補正予算を計上させていただきました。

その下の面整備事業でございますけれども、こちらは下水管を敷設する前の測量業務でございますり下水道本管の敷設工事などがこの面整備事業でございます。こちらと同じく関係機関等との調整に時間を要する見込みでございますので、ほぼ全額繰越しをさせていただきたく計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第19号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)を採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第19号は原案のお

り可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は３月８日午前１０時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時２６分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 田 中 保 美

署名議員 岡 田 久 雄